



# 島根県報

平成27年10月23日（金）

号外 第 173 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【監査公表】**

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	9
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	17
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	33

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成26年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員	角	智	子
同	中	島	謙
同	錦	織	厚
同	後	藤	勇

## 平成26年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

## テーマ 県単独補助金等の額の確定事務について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 額の確定に係る検査について</p> <p>額の確定にあたり、実績報告書と収支決算書のみで検査をし、確定していたものもあり、検査の内容や方法の見直しを検討した方が良いものが一部見受けられた。</p> <p>こうした中、複数の所管課において、検査を統一化し、適正かつ効率的に行うために、補助事業の手引きに額の確定に係る項目（額の確定の手順や確認する内容と方法等）を記載することやチェックリスト（検査ポイントや確認すべき書類がチェック項目別に一覧化して記載されたもの）を作成し、活用しているところがあった。</p> <p>こうした取組を行っていない所管課においては、これらを参考に、各部局主管課と協議をしながら補助金の目的、補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストを作成することを検討されたい。</p>	<p>1 額の確定に係る検査について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の目的や補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストを作成又は作成に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の目的や補助対象者の状況に即して、手引きやチェックリストの作成に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、実績報告書による確認のみならず、実地確認をするとともに、提出された書面について、業務主管課及び会計担当部署において複眼的にチェックを行うこととしている。</p>
<p>2 実績報告について</p> <p>(1) 成果の記載</p> <p>補助金等交付規則第10条では、「補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない」と規定されているが、監査では、所管課で定められた実績報告書の様式が、実施事実の報告にとどまり、成果が読み取りにくいものも多く見受けられた。</p> <p>現在の実績報告書の様式で、成果が読み取りにくいものについては、成果の記載欄を設けるなど見直しをされたい。</p> <p>また、目標が数値化できなくて、成果を記載するのが難しいものについては、定性的な目標をたててその成果を記載するなど、可能な限り記載するよう工夫をされたい。</p>	<p>2 実績報告について</p> <p>(1) 成果の記載</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の性質に即して、成果の記載欄の設定や、成果を把握できる書類の添付などの改善を実施又は改善に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、補助金の性質に即して、成果の記載欄の設定や、成果を把握できる書類の添付などの改善を実施又は改善に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p>

	<p>警察においては、実績報告書（事業報告書）に文章として成果を記載したり、同報告書に添付の通知実績（件数）により成果が確認できているので、現行様式のままとする。</p>
<p>(2) 提出期限</p> <p>補助対象経費や補助事業者の事務手続・事務処理期間などからすると、実績報告書の提出期限を3月末までとすることが適当でない補助事業も見受けられた。</p> <p>実績報告書の提出期限については、実態を踏まえ、今一度見直ししていただきたい。</p>	<p>(2) 提出期限 (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に運営費を補助対象とし、補助対象期間、実績報告書の提出期限ともに年度末日とされている場合など、見直しが必要な所管課においては、実態を踏まえ、提出期限を変更又は変更に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、いずれも適正な時期を設定しており、見直しが必要な所管課はなかった。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、提出期限は、補助事業完了後1か月以内と設定しており、妥当であると考えているので、現行どおりとする。</p>
<p>(3) 添付書類</p> <p>実績報告書の添付書類として、交付要綱や交付要領に「その他知事が必要と認める書類」とか「その他参考資料」と規定しているものが多く見られ、同じ事業でも補助事業者によって添付書類が違うものもあったので、最低限添付して欲しい書類は予め明確にされたい。</p>	<p>(3) 添付書類 (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、交付要綱等への規定などにより添付書類を明確化又は明確化に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、見直しが必要な所管課においては、交付要綱等への規定などにより添付書類を明確化又は明確化に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、交付要綱により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> </ul>

	<p>・歳入歳出決算書 等の添付が明記されている。</p>
<p>3 現地調査について</p> <p>平成25年度に実施した財政的援助団体等監査において、補助事業に係る実績確認の関係で、所管課に対して「実施状況の把握と実施結果の確認が適切に行われるよう改善されたい」と意見を述べたところであるが、今回の監査では、額の確定に係る検査が現地調査なしで、実績報告書やそれに添付された証拠書類の審査により行われていたものが全体の約6割あった。</p> <p>次のような場合は、現地調査を行い、実施結果の確認をした方がより適切と思われるので、現地調査の実施に努められたい。</p> <p>(1) 運営費補助の場合（特に人件費補助をしている場合）</p> <p>(2) 補助対象経費の内容が幅広で、執行経費を特定しにくい場合</p> <p>(3) 補助対象経費が高額の場合</p> <p>なお、現地調査は毎年度行うことが望ましいが、所管課においては現地調査に要する時間や人員体制などを考慮して、次のような方法を参考に計画的に実施することも検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別の用務での訪問機会を利用して行う</li> <li>・2～3年に一度行う</li> <li>・調査事項や調査先を絞って行う</li> </ul>	<p>3 現地調査について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に人件費を含む運営費補助をしている場合、補助対象経費が高額な場合など、見直しが必要な所管課においては、現地調査を実施するよう改善又は改善に向けて検討している。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、特に人件費を含む運営費補助をしている場合、補助対象経費が高額な場合など、見直しが必要な所管課においては、現地調査を実施するよう改善又は改善に向けて検討している。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、事業の打合せ等の機会をとらえ年4回程度実施しているが、情報交換等の機会もとらえて引き続き実施するものとする。</p>
<p>4 補助事業者への情報提供や指導・助言について</p> <p>補助事業が目的に沿って適正かつ効果的に実施されるためには、所管課は補助事業者に対して、適時に十分な情報を提供し、丁寧な指導をしていくことが常に求められる。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導にあたって、工夫しながら積極的に取り組んでいる事例が次のとおりあったので、参考にしてもらいたい。</p> <p>&lt;参考となる取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産関係補助事業の手引き（事業者用、県・市町村職員用）の作成</li> <li>・手続フロー図を提供しながら、進め方を打ち合わせ</li> <li>・県のホームページに制度内容の説明、要綱・様式及び記載例を掲載</li> <li>・事前相談時に事業者の説明するための資料「助成金ご利用の流れ」を配備し、面談の上で指導助言</li> </ul>	<p>4 補助事業者への情報提供や指導・助言について</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導・助言については、各所管課が必要に応じて、説明会の開催、補助事業者との打合せ・個別相談の実施、手引き・Q&amp;Aの作成・配布などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、適時・適切な情報提供や丁寧な指導・助言に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>補助事業者への情報提供や指導・助言については、各所管課が必要に応じて、説明会の開催、補助事業者</p>

<p>・説明会開催や記載要領・Q&amp;Aの配布など</p> <p>なお、情報提供にあたっては、補助事業者が補助事業に不慣れだったり、補助事業者の事務担当者が替わったりした場合には、より丁寧な説明をするよう留意されたい。</p>	<p>との打合せ・個別相談の実施、手引き・Q&amp;Aの作成・配布などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、適時・適切な情報提供や丁寧な指導・助言に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、情報提供や、事務処理や技術の指導等を実施しているが、引き続き補助事業者に対する情報提供や指導を実施するものとする。</p>
<p>5 補助事業の実績・成果の公表と効果の事後検証について</p> <p>(1) 実績・成果の公表</p> <p>補助事業の実績や成果については、公益性・透明性の確保の観点から公表することが望まれる。</p> <p>今回行った監査では、全体のおよそ6割が、県のホームページなどで補助事業の実績や成果を公表していると回答があったが、補助事業に対する県民の理解の促進や、利活用の促進など、公表することで効果が期待されるものについては、様々な手段を活用して積極的に公表されたい。</p> <p>現在、補助事業の実績や成果を公表していない所管課にあつては、今一度検討し、何らかの形で公表するよう努められたい。</p>	<p>5 補助事業の実績・成果の公表と効果の事後検証について</p> <p>(1) 実績・成果の公表</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおり対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>点検の結果、補助事業の性質や、補助事業者との関係で公表することに支障がなく、補助事業に対する県民の理解の促進など公表することで効果が期待されるものについては、各所管課において公表を検討する。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおり対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>点検の結果、補助事業の性質や、補助事業者との関係で公表することに支障がなく、補助事業に対する県民の理解の促進など公表することで効果が期待されるものについては、各所管課において公表を検討する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、既に公表している。</p>
<p>(2) 効果の事後検証</p> <p>補助金は、公益上必要と認められる場合に交付することとされており、その効果の検証は必要不可欠である。</p> <p>補助事業の効果については、行政評価や予算要求の協議の中でも毎年度検証が行われているところであるが、補助事業によっては事業効果の発現に時間を要するものもあり、補助事業終了後の一定期間、事業報告を求めて効果を検証している事例もあるの</p>	<p>(2) 効果の事後検証</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおり対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>効果の事後検証については、各所管課が必要に応じて、定期的な調査・分析、補助事業の実施状況の確認、実績報告書の作成、実績報告会の開催などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じ</p>

<p>で、補助事業の効果検証にあたっては、事業内容を再点検し、事後検証が必要なものがあれば可能な限り検証されたい。</p>	<p>て、効果検証に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>効果の事後検証については、各所管課が必要に応じて、定期的な調査・分析、補助事業の実施状況の確認、実績報告書の作成、実績報告会の開催などの取組みを行っているが、補助事業が適正かつ効果的に実施されるよう、今後もこれらの取組みを通じて、効果検証に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、補助対象事業の内容により可能なものについては、ヒアリングを実施しており、これを継続実施していくものとする。</p>
<p>6 補助金交付要綱について</p> <p>補助金交付要綱については、県には、標準的なものがなく、国や他課の交付要綱等を参考にしながら、それぞれの所管課で定めている。</p> <p>監査では、交付要綱に財産処分や帳簿の保存に係る規定がないなど、規定内容の一部不備が認められるものが見られた。</p> <p>交付要綱の不備をなくし、統一性を持たせる観点からも、補助金等交付規則と予算規則の所管課である財政課が中心となって、交付要綱の参考例を示すなど事務の適正化に向けた取組を進められたい。</p>	<p>6 補助金交付要綱について</p> <p>(財政課、出納局、知事部局・教育委員会共通)</p> <p>補助金交付要綱の作成に際してのチェックリストを作成した。</p> <p>交付要綱に財産処分や帳簿の保存に係る規定がないなど、規定内容の一部不備が認められるものについては、各所管課において、チェックリストも参考に見直しを検討する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、主管課作成のチェックリストに基づき、必要な規定の改正を行うものとする。</p>
<p>7 職員の補助金事務遂行力の向上について</p> <p>職員が補助金事務に必要な知識を身につけ、事務遂行力を向上させるためには、研修や手引きなどが有効である。</p>	<p>7 職員の補助金事務遂行力の向上について</p>
<p>(1) 会計研修の充実</p> <p>出納局では、毎年度、会計事務全般の研修を行っているが、この研修の中に補助金事務の説明時間を設け、次のような事項を盛り込むなど、会計研修を充実されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の提出期限について</li> <li>・履行確認と額の確定のそれぞれの意義について</li> <li>・帳簿の保存期限の規定の趣旨について</li> </ul> <p>また、補助金の決裁にあたっては、事務手続の知識はもとより会計知識も身につけておくことが重要</p>	<p>(1)会計研修の充実</p> <p>(出納局)</p> <p>会計事務研修に補助金事務の説明を盛り込む方向で検討する。</p> <p>また、会計事務研修へのグループライダー級の職員の受講に関しては、議会期間中を避けるなど開催日を工夫するほか、同職員の参加を積極的に呼びかける方向で検討する。</p>

<p>である。</p> <p>現在行われている会計研修では、決裁者（グループリーダー以上）も受講対象としているが、受講は任意となっているので、グループリーダー級の職員に対する会計知識の付与方法について検討されたい。</p>	
<p>(2) 審査事務の手引きの見直し</p> <p>出納局により「審査事務の手引き」が作成され、職員に利用されているところであるが、補助金の手続に関する説明の中で、実績報告書提出後の内容確認（検査）と事業完了時の履行の確認（検査）との関係が、分かりづらい内容になっている。</p> <p>適正・的確な補助金事務が行われるように、より分かりやすい手引きとなるよう見直しされたい。</p>	<p>(2) 審査事務の手引きの見直し (出納局)</p> <p>「審査事務の手引き」中、年度末の補助金の支払に関し、実績報告書提出後の内容確認（検査）と事業完了時の履行の確認（検査）との関係について、図を盛り込み、分かりやすい内容となるよう見直した。</p>
<p>8 新たな施策展開に向けた補助事業の状況把握等について</p> <p>新たな施策展開を考えるにあたっては、補助事業の実施状況はもとより事業現場における課題やニーズ、事業終了後の成果などを把握することが重要である。</p> <p>このため、事業完了時だけでなく、事業実施中や事業終了後数年は可能な限り現場に赴いて、補助事業者や関係者（間接補助事業者など）と直接意見交換したり、ヒアリングしたりする機会を多く設けられたい。</p> <p>また、補助事業を市町村への間接補助としている場合は、補助事業終了後は、県は市町村だけではなく、実施者のところにも可能な限り出向いて状況を確認するなど、補助事業のフォローアップにも努められたい。</p>	<p>8 新たな施策展開に向けた補助事業の状況把握等について (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助事業の状況把握については、各所管課が必要に応じて、現地での補助事業者や関係者との意見交換会の開催、ヒアリングの実施などの取組みを行っているが、効果的な施策展開が図られるよう、今後もこれらの取組みを通じて、補助事業の状況把握に努める。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて点検を行った。</p> <p>補助事業の状況把握については、各所管課が必要に応じて、現地での補助事業者や関係者との意見交換会の開催、ヒアリングの実施などの取組みを行っているが、効果的な施策展開が図られるよう、今後もこれらの取組みを通じて、補助事業の状況把握に努める。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においても、引き続き補助事業者と連携を密にして、各種情報提供や指導・助言等を実施する。</p>
<p>9 補助金の見直しについて</p> <p>所管課においては、補助金については毎年度行われている行政評価の事務事業評価の中で事業の直接的・間接的な成果などについて評価・点検されている。</p> <p>また、毎年度財政課から示される「当初予算要求指</p>	<p>9 補助金の見直しについて (知事部局共通)</p> <p>監査意見のとおりの対応がなされているかについて、全庁的に点検を行った。</p> <p>補助金の公平な執行については、補助金の性質に応</p>

針」の中の「補助金見直し基準」などを参考に、事業効果や目的達成などの観点から課内協議が行われ、次いで、主管課・財政課などとの協議を経て、整理・合理化、廃止などの見直しが行われている。

補助金については、今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しを行われたい。

なお、監査した補助金の中には、通年公募のため申請の早いものから採択され、早い者勝ちともいえるような補助金があった。

公募式の補助金については、公平性の観点からも、一定の公募期間を設け、募集を締め切ってから事業内容や効果の良否によって採択するなど工夫をされたい。

一方で、補助金は手続が煩雑で、事務処理に多大な時間を要するという課題もある。

このため、事務の適正な執行を確保した上で、所管課の事務担当者や補助事業者の事務負担の軽減を常に念頭において、事務の簡素化に配慮されたい。

じて、公募式の導入、公募期間の設定、事業内容や効果の良否による採択などの取組みを行っているが、見直しが必要な所管課においては、これらの取組みを行うことを検討する。

事務の簡素化についても、事務の適正な執行を確保した上で、引き続き検討していく。

今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。

(教育委員会共通)

監査意見のとおり対応がなされているかについて点検を行った。

補助金の公平な執行については、補助金の性質に応じて、公募式の導入、公募期間の設定、事業内容や効果の良否による採択などの取組みを行っているが、見直しが必要な所管課においては、これらの取組みを行うことを検討する。

事務の簡素化についても、事務の適正な執行を確保した上で、引き続き検討していく。

今後とも、事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。

(公安委員会)

警察においては、引き続き事業の成果・効果などを評価・点検しながら不断の見直しに努めていく。

#### 島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成25年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員 角 智 子  
同 中 島 謙 二  
同 錦 織 厚 雄  
同 後 藤 勇

## 平成25年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 収入関係事務</p> <p>(1) 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料の収入について、誤って平成24年度の調定で処理を行っていた。</p> <p>行政財産の区分 土地</p> <p>許可数量 電柱7本、支線1条、支柱1本</p> <p>許可期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>使用料 13,500円（平成25年度分）</p> <p>調定日 平成25年3月27日</p> <p>外11件</p> <p style="text-align: right;">(三刀屋高等学校)</p>	<p>1 収入関係事務</p> <p>(1) 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>調定年度の誤りがないように、収入調定を行うときは調定内容が適切であることを担当者と副担当者等の2人以上で確認の上、納入通知書を発送することにした。</p>
<p>(2) 債権確保の措置が適当でないもの</p> <p>道路占用料の納入期限が到来後も未納のものについて、督促がされていないものがあった。</p> <p>(1件30,000円)</p> <p style="text-align: right;">(出雲県土整備事務所)</p>	<p>(2) 債権確保の措置が適当でないもの</p> <p>督促を適切に行うため、財務電算システムで毎月通知される収入未済一覧表により納入状況を確認し、未納のものがあれば、占用許可担当課で督促を行うことにした。督促後は、収入未済一覧表に督促年月日を記入し、処理状況を経理担当課で確認することとした。</p>
<p>2 支出関係事務</p> <p>(1) 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計において、消費税及び地方消費税の中間納付に際して、消費税と地方消費税の割合を誤って算定したため、最終納付額について消費税に過納額、地方消費税に不足額が生じ、地方消費税の不足額について延滞税が発生していた。</p> <p>法定納期限 平成25年9月30日</p> <p>修正申告日 平成25年11月29日</p> <p>延滞税 2,500円</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p> <p>イ 源泉徴収所得税（復興特別所得税）の支払時期が遅延し、加算税及び延滞税が発生していた。</p> <p>納付期限 平成26年1月10日</p> <p>納付日 平成26年2月14日</p> <p>対象金額 846,600円</p> <p>加算税 42,000円</p> <p>延滞税 2,300円</p> <p style="text-align: right;">(議会事務局)</p> <p>(2) 添付すべき請求書類がないもの</p>	<p>2 支出関係事務</p> <p>(1) 支払の時期が遅延し、延滞金が発生したもの</p> <p>ア 平成26年度の申告からe-Taxを導入しており、思い込みやケアレスミスを排除し、税務署担当者からの簡易審査が迅速に受けられるようになった。</p> <p>申告書類及び申告に係る基礎数値の算出において、担当者と副担当者によるダブルチェックを実施することにした。</p> <p>消費税説明会等への参加による担当者の知識習得及び他職員との情報共有によりチェック体制の向上に努めた。</p> <p>イ 議員分の年末調整については、平成26年分から、関係書類作成後に、復興特別所得税の加算漏れがないことも含め正確に処理されているか、総務事務センターの事前チェックを受けた後、出納局に払い出し書類を回付することとした。</p> <p>(2) 添付すべき請求書類がないもの</p>

<p>平成26年3月分の通信回線（イーサネット）使用料（77,700 円）について、請求書を受理していないにもかかわらず、支出手続がなされていた。</p> <p style="text-align: center;">（企業局東部事務所）</p>	<p>年度末に債務が確定する費用について請求書の受理が翌年度となるものがあるが、企業会計では一般会計と異なり出納整理期間がないため、このような場合、年度末に未払金として計上し、請求書を受理した後に支出手続をすることとなっている。</p> <p>今回の事案では年度末に未払金計上をする際の事務処理を適正に行っていなかったため、請求書を受理する前に支出手続に着手した形となっていた。適正な事務処理がなされるよう改めて会計担当職員による会議で周知徹底を図った。</p>
<p>3 契約関係事務</p> <p>歯科材料（技工材料）購入契約について、財務規程第107条の表第2号の規定に基づき随意契約されていたが、予定価格が限度額を超えていた。</p> <p style="text-align: center;">（中央病院）</p>	<p>3 契約関係事務</p> <p>財務規程に基づいて随意契約できる範囲について、事務担当課及び審査担当課に対して再度周知徹底するとともに、両課でダブルチェックすることにした。</p>

## 平成25年度会計定期監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p><b>1 定期監査の結果に関する意見</b></p> <p><b>(1) 県立高校における電子計算システムの保守業務委託契約について</b></p> <p>県立高校における電子計算システムの保守業務委託の執行について、執行伺の設計金額の積算、契約相手方を決定する際に提出された業者の見積書並びに契約書に添付された業務仕様書の業務内容の記述が不揃いで、整合がとれていないものが多くみられた。</p> <p>業務委託の適正な執行のためには、サーバ、パソコン及びシステムの点検・保守並びに障害発生時対応等の業務内容について、契約当事者間で明確に認識され、契約相手方の業務提供と発注者である県の履行確認が、約定した業務内容に基づき確実に行われなければならない。</p> <p>ついては、各学校の実態を調査し、修正を要する契約については個別に指導・助言を行うとともに、各学校における適正な契約事務に資するよう必要に応じて参考例を示す等検討されたい。</p>	<p>(教育施設課)</p> <p>「電子計算システムの保守業務委託契約」を締結している県立学校の契約状況を調査し、積算書、見積書及び契約書の内容等について実態を把握した。</p> <p>この結果を踏まえ、積算書、仕様書及び契約書の参考例を作成し、これらの整合性を図ること等、適正な契約事務が行われるよう通知文書を発出した。</p>
<p><b>(2) 自動販売機設置に係る行政財産の有効活用について</b></p> <p>県有財産について、長期的・全庁的な視点に立って一層の有効活用を図っていく必要があることから、本年4月に『島根県県有財産利活用方針』が策定され、知事部局、教育委員会及び警察本部が所管する県有財産の貸付料の見直し等に取り組まれているところである。</p> <p>こうしたなか、庁舎等への自動販売機の設置について、これまでの行政財産の目的外使用許可から行政財産の貸付への切替えを進めるものとし、なかでも可能なものについては、公募による設置業者の選定が検討されている。</p> <p>ついては、財産の各所管部局にあっては、施設のもつ特性や立地条件等により自動販売機の売上数量に多くを見込めない場合もあるが、できるだけ多くの施設で公募制度が導入されるよう検討されたい。</p>	<p>(管財課、教育施設課)</p> <p>平成26年10月に策定した「島根県県有財産利活用推進計画」の中で、「自動販売機の公募制度導入」を県有財産の有効活用を図っていく具体的な取組みの一つとした。</p> <p>そこで、従来、行政財産の使用許可により対応してきた県有施設等への自動販売機の設置について、「自動販売機の設置に係る事務取扱要領」を定め、平成27年4月1日以降、民間事業者等が設置している自動販売機について、原則として公募により設置事業者を選定し、行政財産の貸付により設置させることとした。</p> <p>県庁舎、合同庁舎、指定管理施設については、平成27年度から貸付制度を導入し、その他の施設についても公募制度の導入を準備し、平成29年度から貸付に切り替えることとしている。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察においては、平成29年度を目途に、原則として公募による行政財産の貸付により、自動販売機を設置することとしている。</p>

<p><b>(3) 物品管理の適正化について</b></p> <p>物品管理の適正化については、これまでも折に触れ意見を述べてきたが、物品管理システムが導入された昨年度は、重点的監査事項として監査を行い、物品データの精度向上などについて意見を述べた。</p> <p>今回の監査において、物品管理システムの稼働に伴い、新たに会計規則に定められた「使用責任者記録簿」の作成の趣旨が十分に理解されているとは言えない状況にあり、必要な処理が行われていない所属が見受けられた。</p> <p>については、出納局にあっては、「使用責任者記録簿」作成の趣旨及び規則の解釈等、物品管理に係る適正な取扱いについて改めて周知徹底を図らねばならない。</p> <p>また、使用責任者に関して、所属での事務処理ができる限り軽減されるよう、システムの改善も検討されたい。</p>	<p><b>(出納局)</b></p> <p>平成26年12月に文書通知（物品管理に係る「使用責任者記録簿」の作成について）を行ったほか、会計事務の研修会、職員ポータル掲示板を活用して周知・徹底に努めている。</p> <p>また、新財務会計システム（H28年度稼働予定）で「使用責任者記録簿」を作成できるよう開発を行っている。</p>
<p><b>(4) 履行検査事務の適正化について</b></p> <p>会計規則に基づき検査調書作成が必要なものの履行検査について、起案文書等に検査員の指定が明記されていないものが昨年度に比べて多く見られた。</p> <p>適正な履行検査を行うためには、一定金額以上の重要なものについて、会計規則で指定行為が必要とされている検査員を、あらかじめ起案文書等に明記しておく必要があると考える。</p> <p>については、少なくとも検査調書を作成する必要がある契約金額が200万円以上のものについて、指定された検査員を起案文書等に明記するよう指導された。</p>	<p><b>(出納局)</b></p> <p>検査調書を作成する必要がある200万円以上の契約については、検査員を起案文書等に明記するよう平成26年11月に通知を行った。</p> <p>また、土木部の建設工事事務管理システム及び用地事務システムにおいては、伺文書の様式に「検査員の指定」の項目を加えた。</p> <p>出納審査事務においては、「修正指示書」の様式に「検査員の指定」の項目を入れ、記載漏れがないよう審査を行うこととした。</p>
<p><b>(5) 会計事務の適正化について</b></p> <p>会計事務の適正化については、これまでの定期監査の意見でも繰り返し述べてきたにもかかわらず、今回の監査においても、収入調定、支出負担行為に係る処理等、会計知識の不足等に起因する軽微なミスや、旅費の領収書の記載不備など、職員及び決裁者の認識不足や所属のチェック体制の不備による誤った事務処理が見受けられ、これらは地方機関より本庁で多く見られた。</p> <p>については、各執行機関においては、チェック機能を高め、会計事務の適正な執行に努めるとともに、人事課・総務事務センターにあっては、旅費精算確認の適正処理を繰り返し周知し、徹底を図られた。</p>	<p><b>(各執行機関、出納局)</b></p> <p>① 会計事務研修の充実強化</p> <p>職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、次のとおり会計事務研修を実施した。なお、今年6月の研修では、新たに、前年度の監査結果や会計検査結果の指摘事項等の説明を加えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務実務研修（H27年2月） ：実務の中で生じた問題の説明等</li> <li>・会計事務担当者及び決裁者研修（H27年6月） ：会計事務全般にわたる研修</li> </ul> <p>② 「会計事務に関するチェック項目」の周知</p> <p>適正な会計処理を行うため、平成26年4月に作成した「会計事務に関するチェック項目」を用いて平成27</p>

い。

また、出納局にあっては、会計処理の相談や検査、研修を強化するなど職員の能力向上を図るとともに、各所属の状況に応じたOJT研修、重点的な会計検査、ミスの多い事例の周知徹底など、よりきめ細かい会計事務への支援を行われたい。

年6月の研修で受講者に説明した。

③ 会計事務に関する情報共有化の推進  
平成26年度は、「出納局だより」を6回発行し、会計情報の提供及び注意喚起を行った。

④ 出納審査の充実強化  
支出審査における「修正指示書」を適宜見直すとともに、定期的に課内研修を行い、統一的な審査ができるよう努めている。

⑤ 会計検査の充実強化  
今年度も、引き続き、本庁・地方機関とも全所属の1/2を対象に全ての会計事務について検査を実施する。今年度は、新たに、監査からの指摘事項等を踏まえた「重点検査項目」を設けて検査を行う。

また、検査体制については、出納監察スタッフに審査グループを加え、体制を強化するとともに、日常の支払審査の視点に立った検査・指導、検査後の相談等を行う。

⑥ 財務会計システムの充実  
平成28年度稼働予定の新財務会計システムでは、システム上のチェック機能の充実を図る。

⑦ 会計事務ヘルプデスクの開設  
平成27年3月から会計事務ヘルプデスクを設け相談窓口の充実を図った。

⑧ 所属の要望に応じた個別研修の実施  
平成26年9月に要望のあった個別研修を実施した。

#### (人事課、総務事務センター)

職員ポータルサイトのライブラリを活用し、監査委員から旅費精算の適正処理について意見があったことや「旅費の精算時における領収書の確認」について通知文書を発出し、繰り返し注意喚起を行っている。

会計事務研修においても、引き続き周知徹底を図っている。

#### (公安委員会)

警察においては、独自に「業務チェックマニュアル」を作成、全所属に配布し、日常業務において陥りやすい問題点を点検している。

また、「執行伺チェック表」により執行の審査を行ったり、あるいはポイントをしぼったマニュアルとして「ワンポイント事例集」を作成して科目ごとに具体的な例をあげて、適正な執行が行えるように努めている。

<p><b>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</b></p> <p>(1) 「予算執行の実績並びに主要施策の成果」と「行政評価結果」の関連について</p> <p>各所属においては、前年度施策の実績、評価を表すものとして、毎年度行政評価に取り組み「行政評価結果」を作成する一方で、議会説明資料「予算執行の実績並びに主要施策の成果」も作成している。</p> <p>これらを作成する各所属にとっては、作業時期が互いに重なることもあり、職員の負担軽減を図る観点から、一体的な処理が求められるところである。</p> <p>「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は、予算に対する決算の状況を主として、事業実績や効果などが記載されており、一方、「行政評価結果」は、数値化した目標と実績、必要性・効率性などについての自己評価、目的達成のための課題などが記載されている。</p> <p>については、双方の資料に齟齬はないのか検証を行った上で、事務の効率化を図るとともに、県民によりわかりやすい資料とするためにも、双方のメリットを活かした一体的な処理が行えるよう、検討されたい。</p>	<p>(政策企画監室、財政課)</p> <p>「行政評価結果」は県政運営の基本方針である島根総合発展計画の進行管理のため、成果と課題、今後の取組方針を整理したものであり、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するに当たって主要な施策の成果を説明したものであり、その目的や記載は大きく異なっている。</p> <p>議会に対し、よりわかりやすい説明を行うため、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」は、事業概要を詳細に記載する、目的が同じ事業はまとめる、行政評価にない維持管理費も対象とする、という方針で作成しており、2つの資料の統合は難しい。</p> <p>しかし、監査意見のとおり、職員の負担軽減のための事務の効率化や県民にわかりやすい資料とすることは非常に重要な視点であり、次のとおり事務の改善を行った。</p> <p>① 行政評価と予算の連動</p> <p>H27年度に行政評価の評価項目を見直し、新規予算要求時の必須資料にしたことで、行政評価と予算に齟齬がでない仕組みに改善した。</p> <p>② 職員の負担軽減のための事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの資料に共通する作業を同時に行えるように資料の作成時期を変更した。</li> <li>・「行政評価結果」について、電算システムからエクセルシートへ作成方法の変更、評価シート項目の見直し、人役積算の廃止、研修会の見直し(手引きや対象者)を行った。</li> </ul> <p>③ 県民にわかりやすい資料</p> <p>「予算執行の実績並びに主要施策の成果」に、島根総合発展計画の施策と事業の関係がわかるような早見表を追加した。</p>
<p>(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について</p> <p>障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するため、本県では、かねてより当該施設からの物品等の調達を進めており、毎年度、実績を積み重ねてきたところである。</p> <p>こうしたなか、地方公共団体等が当該施設等から優先的に物品調達を行うよう努めることを求めた障害者優先調達推進法が平成25年に施行されたことに</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する「調達方針」を定め、幹部会議や政策調整会議において、各部局に調達を依頼するとともに、全機関に通知を發出し、県が調達する目標額を示している。併せて、各機関の前年度調達実績、障がい者就労施設等から調達できる物品等のリストを示し、各執行機関の調達を促している。</p>

<p>伴い、毎年度定める調達方針に調達額の目標を定め、取組を強化してきている。</p> <p>しかしながら、昨年度は目標を達成したものの、調達実績があるのは、全機関の1/3程度である。</p> <p>については、各執行機関にあつては、調達方針の目的及び内容について職員に十分な浸透を図るとともに、物品等の調達に際しては、職員ポータル掲載の各施設の取扱商品等の情報収集を行うなどして、当該施設等からの調達の検討に努められたい。</p>	<p>また、物品等を供給する就労施設等に対して、県の調達実績・調達方針を示すなど、情報提供を行い、県の調達に適する商品・サービスの提供を呼び掛けている。</p> <p>その結果、平成26年度では、調達実績がある機関が平成25年度に比べ51%増加した。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>警察では、警察本部から県下各警察署及び警察本部内の関係所属に対して通知文を發出し、障がい者就労施設等からの物品の調達について周知を図っている。</p> <p>また、各施設の取扱商品の一覧表をSPWAN掲示板に登載し、該当する商品があれば、積極的な調達に努めるように通知している。</p>
<p><b>(3) 職員の健康管理対策について</b></p> <p>知事部局及び教育委員会におけるメンタルヘルス不調者や心の病気による休職者は近年増える傾向にある。</p> <p>また、定期健康診断受診率は、知事部局が97.9%、教育委員会が99.7%であるが、精密検査受診率はともに61.4%と、まだ改善・向上の余地がある。</p> <p>メンタルヘルス対策や長時間労働等過重労働対策については、研修等の実施、相談・指導・支援等の体制整備、さらには健康診断受診勧奨や風通しの良い職場環境づくり等の取組など、様々な対策が講じられてきている。</p> <p>これら対策の重要性は今後ますます大きくなると思われるが、職員一人ひとりがそれぞれの立場で、自覚を持って積極的に心と体の健康管理に取り組む必要があり、職員のセルフケア能力の向上、管理監督者の業務管理・職場環境管理マネジメント能力の向上等を図り、実効性が高まるよう、引き続き着実な取組を進められたい。</p>	<p><b>(人事課)</b></p> <p>所属長と連携して、定期健康診断未受診者対策（H26年度定期健康診断受診率98.8%）、精密検査未受診者対策（H26年度精密検査受診率62.3%）に取り組んだ。今後も引き続き所属長と連携した受診勧奨を行う。</p> <p>各相談事業の活用について、職員ポータルの掲示板、職場訪問、管理監督者研修、会議等で呼びかけた。また、職員は自己チェックを実施し、セルフケアの向上を図るとともに相談事業の利用促進を図った。</p> <p>管理監督者研修、一般職員メンタルヘルス研修を各合同庁舎で実施し、セルフケア能力の向上、管理監督者の業務管理・職場環境管理マネジメント能力の向上等を図った。</p> <p><b>(福利課)</b></p> <p>精密検査受診率の向上を図るため、平成26年度、総合病院よりも身近で受診しやすい「かかりつけ医」の受診について、本人への通知の際や県立学校校長会等を通じて周知した。しかし、平成26年度の受診率は62.3%と微増に止まった。引き続き「かかりつけ医」の受診について分かりやすく説明し受診を促すとともに、受診率が低い所属については、所属長へ受診勧奨依頼を個別に行う。</p> <p>メンタルヘルス対策については、従来からの研修（管理監督者対象、全教職員対象）に加え、県立学校については臨床心理士による巡回相談を活用した校内研修会の開催を働きかけた。さらに、平成27年度、公立学校共済組合島根支部の健康増進啓発事業との連携による研修会や教育庁本庁職員を対象とした人権同和問題職場研修と</p>

	<p>セットにした研修会を開催するなど、教職員が参加しやすい研修機会の拡充を図る。</p>
<p><b>(4) 県民に分かりやすい情報伝達・広報について</b></p> <p>これからの県行政を推進する上で、とりわけ福祉・防災・防犯等の県民生活や地域社会の課題解決に向けた取組については、県民との協働が必要不可欠であり、県民にいかにか早く必要な情報を伝達し、その理解を得られるか、さらに支援・参加・協働していただけるかが、施策推進・事業成就の大きな鍵を握ると思われる。</p> <p>については、広聴広報課においては、各広報媒体の伝達効果・対象範囲等を検証するなどして、それぞれの媒体の強み・特性を活かし、また、ICT（情報通信技術）など新たな媒体も積極的に活用を図るなどして、より効果的な広報手段の確保に努められたい。</p> <p>また、各執行機関においては、広報媒体の活用に加えて、イベント・説明会等をはじめとして、県民に働きかける多様な手段・場면을工夫・開拓し、様々な分野・世代の県民一人ひとりに、必要かつ有益な情報が、分かりやすく確実に伝達できるよう、取り組まれたい。</p>	<p><b>(広聴広報課、各執行機関)</b></p> <p>広聴広報課で実施する直接広報については、現在実施しているWebを使ったアンケートや世論調査をもとに、それぞれの広報媒体の利用頻度や利用者層、広報番組や紙面の認知度を分析し、効果的な広報となるよう努めている。</p> <p>YouTube上には「しまねっこCH（チャンネル）」を開設して動画を使った広報にも取り組んでおり、平成26年11月には、文書を発出し各機関に利用を促している。また、フェイスブックなどのSNSも活用しており、新たな媒体を使った積極的な情報提供にも努めている。</p> <p>各執行機関では、イベント、地元説明会、出前講座など、様々な機会を利用して県民に情報が伝わるよう取り組んでいる。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>警察としては、犯罪被害や交通事故の未然防止を図るため、県民の安全・安心に資することが重要と考えている。</p> <p>また、警察に対する県民の理解と信頼、協力を得るためには、警察活動をいかに県民に正しく伝えられるかが重要な要素であると認識しており、広報を重要な手段ととらえ、事件事故の発生実態や安全安心情報のほか各種警察活動について積極的な広報を行っているところである。</p> <p>具体的には、県警ホームページや県警フェイスブックページによる、県警察の各種施策、イベント情報、事件・事故防止のための注意喚起などの情報発信、あるいは交番・駐在所による広報紙の発行、県警音楽隊による広報活動、ケーブルテレビなど各種広報媒体を利用して、県民の皆様に役に立つ情報の発信に努めている。</p> <p>このほかにも、若い世代に影響力のある人物等とタイアップした防犯キャンペーンの展開など、多様な手段・場面を活用し、工夫を凝らした広報に努めている。</p>

#### 島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同

条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員	角	智	子
同	中	島	謙
同	錦	織	厚
同	後	藤	勇

## 平成26年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 意見</p> <p>指定管理者制度について</p> <p>平成16年度から始まった指定管理者制度は、10年が経過し、平成27年4月から新たな指定管理期間が始まる（一部施設を除く。）。</p> <p>この期間においても、同制度の趣旨に沿った管理・運営が求められるところであり、指定管理者、施設所管課においては、以下の点に留意しながら指定管理施設の管理・運営を行われたい。</p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>① 県民サービスの質の維持・向上について</p> <p>【該当指定管理者】</p> <p>指定管理者制度は、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを導入目的としている。</p> <p>このことも踏まえ、平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、指定管理の期間設定等について個別施設の特性や管理実態に応じた柔軟な対応を行われたいと意見を述べたところである。</p> <p>平成26年7月に改正された指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインにおいて、施設の設置目的の達成のため、特殊な技能や高度の専門性を要する業務が不可欠であり、その継続性や知識の蓄積・活用が必要な施設については、5年を超える指定期間の設定が可能となった。</p> <p>今年度更新の手続を行った24施設のうち8施設において指定期間を従来の5年から8年に延長することとなった。いずれの施設の管理予定者も現指定期間に引き続き指定されており、今まで蓄積したノウハウを十分に活用するとともに、職員の専門性を一層高めるための人材育成等に取り組み、より質の高いサービスの安定的な提供に努められたい。</p> <p>② 利用者の安全確保について</p> <p>【各指定管理者】</p> <p>指定管理施設の管理・運営に当たっては、利用者</p>	<p>① 県民サービスの質の維持・向上について</p> <p>( (公財) しまね海洋館 )</p> <p>これまでも職員の各種研修等を行ってきたが、今後も引き続き (公社) 日本動物園水族館協会主催の研修会をはじめ、各種研修会・研究会への参加、研究成果発表の実施などにより職員の専門性を一層高めるとともに、接遇研修などにより来館者対応職員の資質向上を図り、人材育成に取り組んでいく。</p> <p>( (公財) しまね自然と環境財団 )</p> <p>これまでも職員の各種研修等を実施してきたが、今後も引き続き全国各地で開催される各種研修会・研究会等への参加、研究成果発表の実施などにより職員の専門性を一層高めるとともに、接遇研修などにより来館者対応職員の資質向上を図り、人材育成に取り組んでいく。</p> <p>② 利用者の安全確保について</p> <p>( (公財) しまね海洋館 )</p> <p>これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施</p>

サービスの向上のみならず、その安全が確保されることが重要である。

この度の指定管理者制度運用に係る共通ガイドラインの改正において、指定管理者は管理施設の保全を的確に行うための年間保全計画の作成と計画実施状況の報告を行うこととされた。

保全計画の作成・実施に当たっては、施設利用者の安全を念頭に置くとともに、定期的な避難訓練の実施や協定で定めた危機管理マニュアルの点検を行うなどにより利用者の一層の安全確保に努められたい。

するとともに、火災だけでなく地震を想定した訓練も実施予定であり、訓練上で判明した課題を危機管理マニュアルにフィードバックし、より一層利用者の安全確保に努めていく。

( (公財) しまね自然と環境財団 )

これまでも実施してきた定期的な避難訓練に加え、不審者の侵入を想定した訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(アイカム (株) )

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を年2回実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(浜田ビルメンテナンス (株) )

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を年2回実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

( (公財) しまね産業振興財団 )

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(大畑建設 (株) )

これまでも実施してきた風水害、地震、公園内での事故、事件等を想定した訓練を実施するとともに、新たに想定が必要な事象が発生した場合は、速やかに関係機関等と協議し、危機管理マニュアルの点検等を行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(北陽ビル管理 (株) )

これまでも実施してきた定期的な避難訓練を実施するとともに、危機管理マニュアルの点検を随時行い、より一層利用者の安全確保に努めていく。

(2) 所管課に対する意見

## ① 県民サービスの質の維持・向上について

## 【所管課】

団体への意見で述べたように、8施設において指定期間を8年に延長することとなったが、各指定管理施設の所管課におかれては、当該施設の運営に当たって期間延長の効果が発揮できるよう指導されたい。

また、県民サービスの質の維持・向上を図るためには、指定管理者自らの取組に加え、所管課における利用者ニーズ・満足度の把握も重要となる。

平成27年4月から始まる新たな指定管理期間においては、指定管理者が実施する調査等に加え、所管課においても定期的な調査・点検等を行い、県民サービスの質の維持・向上に努められたい。

## ① 県民サービスの質の維持・向上について

(地域政策課：(公財)しまね海洋館)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(自然環境課：(公財)しまね自然と環境財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(健康福祉総務課：アイカム(株)、浜田ビルメンテナンス(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(産業振興課：(公財)しまね産業振興財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

(都市計画課：大畑建設(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

なお、毎年度当初には都市計画課、都市公園所管県土整備事務所、指定管理者の三者が集まり、都市公園の管理運営に関し、課題や対策について検討を行っている。

(社会教育課：北陽ビル管理(株))

## ② 利用者の安全確保について【所管課】

今後、各施設においては、施設の長期保全計画及び5年以内に必要となる修繕をまとめた維持保全計画を元に指定管理者が年間保全計画を作成・実施することになる。

所管課におかれては施設管理の責任主体であるという自覚を持って、各指定管理者において安全を念頭に置いた適切な年間計画の作成・実施がなされ、合わせて危機管理マニュアルに基づいた安全確保の取組を着実に行って施設の安全な利用が確保されるよう指導されたい。

毎年度実施している指定管理業務評価の中で利用者ニーズや満足度の状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、指定管理者と調整しながら県民ニーズ等の把握、県民サービスの質の維持・向上に努めている。

## ② 利用者の安全確保について

(地域政策課：(公財)しまね海洋館)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行うとともに、危機管理マニュアルの改正等を指定管理者と協議のうえ実施し、施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(自然環境課：(公財)しまね自然と環境財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行うとともに、危機管理マニュアルの見直しを指定管理者と協議のうえ実施し、施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(健康福祉総務課：アイカム(株)、浜田ビルメンテナンス(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(産業振興課：(公財)しまね産業振興財団)

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。

(都市計画課：大畑建設(株))

毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。

また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指

	<p>導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。</p> <p>なお、都市公園施設の維持管理にあたっては点検マニュアル等を整備し、指定管理者には当該マニュアルに沿った点検簿等の作成・管理を義務づけている。</p> <p>(社会教育課：北陽ビル管理(株))</p> <p>毎年度実施している指定管理業務評価の中で年間保全計画等の実施状況の確認を行っている。</p> <p>また、指定管理業務評価などを通じて、適切な指導を行い施設利用者の安全確保に万全を期していく。</p>
<p><b>II 個別</b></p> <p><b>1 一畑電車沿線地域対策協議会</b> (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車(株)への支援として、赤字補填による助成が行われてきたが、平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、鉄道施設の整備に要する費用について補助をしてきており、平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資が行われている。</p> <p>一方、一畑電車(株)においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などにより利用促進に取り組む、収入増を図っているところである。</p> <p>しかしながら、モータリゼーションの進行や人口減少・少子化の影響等により通勤・通学の利用客数は減少傾向にあり、観光客による利用も平成25年度は出雲大社平成の大遷宮により大幅に増加したものの、今後の動向は不透明であり、収入を確保するためには一層の利用促進を図る必要がある。</p> <p>については、「一畑電車支援計画(平成23年度～平成27年度)」の更新に合わせて、これまでの支</p>	<p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について</p> <p>次期一畑電車支援計画(平成28年度～平成32年度)の策定に当たっては、現行の支援計画の効果等を検証するとともに、関係者の適切な役割分担の下で、更なる利用者増を図るための効果的な利用促進策について検討していく。</p>

<p>援事業による効果を検証した上で、一畑電車（株）による自助努力を促しつつ、構成員である沿線自治体の支援や役割分担等を含め、一層利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。</p>	
<p><b>2 (公財) しまね自然と環境財団</b> (所管課：自然環境課、環境政策課)</p> <p>(1) 所管課（自然環境課）</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 観光での活用について</p> <p>三瓶自然館は、自然系博物館としての教育機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。</p> <p>平成25年度の入館者数は16万2千人で、ここ10年間で最多となり、児童・生徒等の教育に加え、県央部への観光客の入り込みにも寄与している。</p> <p>一方、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には学校等の団体利用に適した施設（事前学習室など）がないため、教育利用が進みにくい実態もあり、来園者も、近年は2万5千人余で横ばいとなっている。</p> <p>埋没林公園については、平成23年度監査で周辺施設の整備について意見を述べ、検討が進められているようであるが、三瓶自然館と合わせて、県央部の魅力的な観光資源であり、現在県が力を注いでいる観光振興にも大いに寄与するものと思われる。</p> <p>観光部局との連携を図りながら、利便性・魅力向上について検討を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。</p>	<p>① 観光での活用について</p> <p>三瓶小豆原埋没林は国指定天然記念物であり、文化財として適切な保存管理が求められている。</p> <p>現在、腐朽・倒伏等を防ぐための保存方法を検討中であり、この検討結果によっては、展示施設改修等が必要となる可能性がある。</p> <p>このため、団体利用を促進するための施設整備のあり方については、上記保存方法決定後に観光部局の意見も聴きながら検討を進める。</p>
<p><b>3 アイカム（株）</b> (所管課：健康福祉総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について</p> <p>施設使用料は、「島根県立総合福祉センター条例施行規則」により前納とされており、キャンセルをした場合は、使用日の7日前までは前納使用料の8割、3日前までは5割を還付することになっている。</p>	<p>① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について</p> <p>施設使用料前納について、必要に応じて規則等の改正を行うことにより、前納期日の明確化及び前納の徹底を図るよう取り組んでいく。</p>

しかしながら、利用日当日に使用料を納付する  
場合が多くあり、前納せずにキャンセルした場  
合には、いわゆるキャンセル料が徴収されずバ  
ランスを欠いている。

安易なキャンセルの発生を抑制し、施設の公  
平かつ効率的な利用を図る観点から、前納期  
日の明確化とその徹底を図られたい。

② 使用料の減免手続の適正化について

「島根県立総合福祉センター条例」では、「知  
事は、公益上特に必要があると認めるときは、  
使用料を減免することができる。」とし、同規  
則で「社会福祉法人その他これに類する団体  
のうち知事が使用料を減免することが適当と認  
めたものが、福祉の増進の目的のために使用  
するとき。使用料の全額」と定めている。

また、同管理規程で「使用料の減免を受け  
ようとする法人等は、使用料減免承認申請書  
(様式第5号)により、指定管理者を経由して  
知事に申請しなければならない。」としてい  
る。

しかしながら、実態を確認したところ、社  
会福祉法人等に対する減免(いわゆる減免団  
体)については、一度の申請で減免を承認し、  
その後は使用許可申請書で指定管理者が目  
的に沿った利用かどうかを判断していた。

現在、減免団体数は全県で350団体以上  
にも及び、その活動についても趣味の会など  
多種多様であり、真に減免理由に該当する  
のかをしっかりと確認する必要がある。

定期的に減免団体の確認を行うとともに、  
具体的な事例も含めて減免基準を明確化する  
など、減免に係る規程の見直しを行い、適  
切な使用料の減免手続を行われたい。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

上記②のとおり、社会福祉法人等について  
は減免ができることになっており、規程で減  
免承認申請の手続が定められているが、同規  
程において「いきいきプラザ島根及びいわみ  
ーるに入居する法人等については、この手  
続を省略するものとする。」とされている。

施設設置(規程作成)時の経緯については不  
明

② 使用料の減免手続の適正化について

定期的に減免団体の確認を行うために、減  
免団体の活動実績を把握する等の減免に係  
る規程の見直しを行い、適切な使用料の減  
免手続を行う。

③ 入居団体に対する減免手続の適正化について

入居団体についても他の申請者と同様に減  
免承認申請の手続を行うよう規程の見直し  
を行う。

であるが、現在の入居団体を見ると必ずしも減免の対象となる団体とは限らない。

このことから、入居団体に対する減免の可否の判断はどのように行っているのかを確認したところ、使用許可申請書により指定管理者が個々に判断しているとのことであった。

しかしながら、減免の承認については知事が行うことになっており、入居団体が即減免ではなく、団体の活動や使用の目的に応じて減免の判断が行われるべきと考えられるので、減免承認申請書の提出を省略する規定について見直しを行いたい。

#### ④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

指定管理者は、指定に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであるが、無料で利用できる減免対象者が増加すると有料利用者が利用しにくい状況となり、使用料収入は減少する。

このことは、県の収入が減少することになるとともに、指定管理者にとってはメリットシステムが有効に機能しないことになる。

そこで、前回の監査において、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討を要請したところであり、指定管理者においては、減免団体のキャンセルがあった場合には、事前に申し込みのあった者に連絡するなどの対応が行われている。

一方、県においては、減免団体や入居団体に対して、安易な予約をしないように注意喚起は行われているものの、利用方法の見直しについては具体的な対応がなされていない状況であった。

この施設については、条例の設置目的にあるように広く県民の福祉の向上のために利用されることを期待するものであり、減免対象者による利用が拡大することはその目的に合致するものであるが、減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。

そもそもメリットシステムを適用することがふさわしい施設であるかどうかについて検討すると

#### ④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて

メリットシステムの適用の是非、適用するとした場合の施設特性に適した適用のあり方、貸出施設の利用方法の見直しについての具体的な対応を次の更新時までに関係課と検討していく。

<p>ともに、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて具体的な対応（減免対象者や減免率の見直し、キャンセル料の徴収等）を検討されたい。</p> <p>※ メリットシステムとは 指定管理業者の努力によって利用者の増、使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するものである。</p>	
<p><b>4 浜田ビルメンテナンス（株）</b> (所管課：健康福祉総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> <p>② 使用料の減免手続の適正化について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> <p>③ 入居団体に対する減免手続の適正化について 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。</p> <p>④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて 東部総合福祉センター（いきいきプラザ島根）と同じ。 なお、「減免団体及び入居団体の利用が9割近くを占め、利用料収入が約649万円であるのに対し減免額は約4,837万円となっている。」とあるのは、「減免団体及び入居団体の利用が6割強を占め、利用料収入が約930万円であるのに対し減免額は約1,880万円となっている。」と読み替える。</p>	<p>① 使用料の前納期日の明確化及びその徹底について 施設使用料前納について、必要に応じて規則等の改正を行うことにより、前納期日の明確化及び前納の徹底を図るよう取り組んでいく。</p> <p>② 使用料の減免手続の適正化について 定期的に減免団体の確認を行うために、減免団体の活動実績を把握する等の減免に係る規程の見直しを行い、適切な使用料の減免手続を行う。</p> <p>③ 入居団体に対する減免手続の適正化について 入居団体についても他の申請者と同様に減免承認申請の手続きを行うよう規程の見直しを行う。</p> <p>④ メリットシステムの適用と貸出施設の利用方法の見直しについて メリットシステムの適用の是非、適用するとした場合の施設特性に適した適用のあり方、貸出施設の利用方法の見直しについての具体的な対応を次の更新時までに関係課と検討していく。</p>
<p><b>5 (一社)しまね地域医療支援センター</b> (所管課：医療政策課)</p>	

<p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>当団体の目的は、一人でも多くの若手医師に本県を軸足とした研修・勤務をしてもらうことであり、そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っているが、支援の対象となる地域枠出身や奨学金の貸与を受けた若手医師は当分の間、毎年20名以上増えていく予定であり、それに伴って業務量が増えていくことが予想される。</p> <p>事業効果を十分に検証の上で、事業実施に支障がないよう必要な支援を行われたい。</p>	<p>① 業務拡大に伴う支援について</p> <p>事業効果の検証や人員体制等の検討を行い、事業実施に支障がないよう必要な支援を行っていく。</p>
<p>6 (公財) 島根県みどりの担い手育成基金 (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 助成事業の実施方法の見直しについて</p> <p>助成事業の執行において、次のような事例があったので、ニーズに応じた効果的な事業が実施できるよう弾力的な運用を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種助成事業のうち3事業については、要綱上、変更交付申請の規定がないため、実績額が交付決定額を上回ることになっても当初の交付決定額のまま額が確定されている。</li> <li>・助成事業間の予算配分の調整が行われていないため、交付決定額が予算額を大きく下回っている事業がある一方、交付申請額が予算額を上回ったため、申請額を大きく削って交付決定されている事業がある。</li> </ul> <p>② 中期事業計画の見直しについて</p> <p>森林整備を継続的に進めていくためには、若年層を中心とする担い手の確保・育成が重要であるが、最近の産業全体の雇用状況から林業労働力の確保は一層厳しいものとなっている。</p> <p>こうした中、平成27年度から中期事業計画の第2期が始まることから、団体においては関係機関（県林業課、農林大学校、県木材協会、林業労働力確保支援センター）による検討会を設置して、事業内容等を見直しを進めている。</p> <p>効果的な事業が実施できるよう第1期の事業執行状況等を評価するとともに、状況の変化や森林</p>	<p>① 助成事業の実施方法の見直しについて</p> <p>第2期中期事業計画（平成27年度～29年度）においてニーズに応じた予算となるように、過去の実績を踏まえ各種助成事業ごとの予算額の変更を行ったところである。</p> <p>なお、変更交付申請や事業間での予算配分の調整については、各事業の趣旨を踏まえ、効果的な助成ができるように助成金交付要綱等を見直しを引き続き検討する。</p> <p>② 中期事業計画の見直しについて</p> <p>関係機関による検討会において、事業内容等を見直して効果的な事業実施ができるよう第2期中期事業計画の検討を行い、平成27年1月の理事会で議決したところである。</p> <p>この計画に基づき平成27年度から事業を実施しているところである。</p>

<p>組合等助成対象者のニーズを十分に把握した上で、事業の見直しを進められたい。</p>	
<p>7 (公社) 島根県林業公社 (所管課：林業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画（平成26年度～平成35年度）の推進について</p> <p>団体では、昭和40年の設立以来、森林資源の充実による公益的機能の発揮や中山間地域の振興などに寄与することを目的として、分取造林事業に取り組んできたが、この事業は団体のみが費用を負担する仕組みとなっており、その財源が主として造林補助金と借入金により賄われてきたことから、団体の借入金（平成25年度末残高は535億円余）と利息負担は増大し続けている。</p> <p>一方、県は、団体に対し無利子貸付や損失補償など多額に上る財政的援助を行うことにより、その経営を支えてきたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、団体においては、増大し続ける借入金と利息負担に対処するため、平成11年度に「島根県林業公社経営計画（平成11年度～平成20年度）」を策定して以来、5年ごとに計画を策定し、経営林の施業方針を長伐期非皆伐施業へと転換するとともに、分取林契約と森林整備の見直し、利息負担の軽減対策などを柱とする経営改善対策を行ってきたが、木材価格が計画時よりも大幅に下落したことにより、目標としていた長期収支不足の縮減達成には至らない見通しとなった。</p> <p>このため、県と団体では、平成25年9月に外部の有識者を委員とする「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、次期経営計画の策定に当たっての検討が行われ、主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」について提言が行われた。</p> <p>この提言を受けて、団体では、主伐の開始を主とする第4次経営計画を平成26年3月に策定し、平成95年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、a) 主伐による増収対策（有利な国庫補助事業の活用による収支改善）、b) バイオマス利用による増収対策（林地残材として廃</p>	<p>① 第4次島根県林業公社経営計画（平成26年度～平成35年度）の推進について</p> <p>県内民有林の約11%を占める林業公社の造林地は、1団地当たりの平均面積が10ha前後とまとまりがあり木材生産効率が良いことや、これまで計画的に保育を実施しており良材の供給割合が高いことから、県内林業・木材関連産業から大きな期待を寄せられているところである。</p> <p>こうした中、島根県の林業施策として「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現のため「主伐促進による原木増産と木材産業の強化」が推進されており、林業公社の造林地は原木増産のための木材生産団地としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p>また、「島根県林業普及指導実施計画」においても「林業公社の支援・指導」が記されたところである。</p> <p>このように、県の林業施策の実行においても、林業公社の第4次経営計画を着実に実施していく事が重要であり、県の指導・支援を受け経営改善を図っていく。</p>

棄されていた木材のバイオマス利用による増収)、c) 不成績林等の処理(不成績林等の契約解除(収入が見込めない経営林の整理))、d) 生育状況に応じた生産手法の導入(枝打ち、除伐の省略)、e) 主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息軽減などの経営改善策に取り組むこととしている。

しかしながら、木材価格の長期低迷が続く中で、こうした経営改善策を実施したとしても依然としてなお多額の長期収支不足が見込まれており、県から大きな財政的援助を受けている団体においては、その厳しい現状を重く受け止め、次の点にも留意しつつ、県と一体となって第4次経営計画の推進に全力で取り組まれない。

ア 県民への正確かつ丁寧な情報提供について

団体の経営に当たっては、県の財政支援を伴うことから県民負担の軽減に努めるとともに県民理解の醸成を図ることが不可欠である。

そのためには、団体の経営状況や地域経済への波及効果、公益的機能の発揮による地域貢献について、県民に正確でわかりやすい説明や情報提供を積極的に行う必要がある。

イ 実施計画の策定について

第3次経営計画(平成21年度～平成30年度)における木材販売収入は約5億円であったが、第4次経営計画(平成26年度～平成35年度)における木材販売収入は約55億円とされており、当該収入確保や目標とする収支不足の圧縮に向けては、実効ある着実な経営戦略が問われることになる。

経営計画では、平成95年度の収支不足の見込額は示されているが、ここ10年間については、資金ベースでの収支計画が作成されているだけで、年度毎にどの程度の収支改善が見込まれるのかが明確になっていない。

まずは、早急に具体的な行動や収支についての5か年程度の計画を策定し、毎年度、検証することにより、効果的な事業の実施、着実な収益の計上と借入金返済など、現実を見据えた経

ア 県民への正確かつ丁寧な情報提供について

平成26年11月にホームページのリニューアルを行い、より分かりやすくしたところである。

そのホームページの中で団体の経営状況としては、財務状況、経営評価報告書及び第4次経営計画については掲載しているが、地域経済への波及効果や公益的機能の発揮による地域貢献については説明がないため、これらについても県民へわかりやすい情報提供が行えるよう掲載する。

イ 実施計画の策定について

林業経営は、過去の長期に亘る投下経費(補助金・借入金等)に対して現時点での木材販売収入で事業収支が明確となる。

第4次経営計画では、策定時点での木材価格を基に70年後の長期収支見込みを試算したところである。

また、平成26年度から35年度までの収支計画については、年度毎の計画対実績の事業進捗状況を確認・検証し、さらに、単年度の収支の考え方を明確にしたうえで、収支改善につながる事業の実施方法や借入金等財源について県と協議していく。

<p>営戦略を立てていく必要がある。</p> <p>ウ 計画の進捗状況の点検・評価と改善について 経営計画及び実施計画の実行に当たっては、その進捗状況を点検・評価し、改善を図っていくことが重要である。</p> <p>また、今後は、保育事業から主伐事業に移行していくことから、計画の実施状況によっては、外部有識者による検討委員会を設置するなど客観的に状況を把握し、現実的な経営戦略を構築していけるよう、的確な進行管理を行っていく必要がある。</p> <p>(2) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の推進について 団体に対する意見で述べたように、経営計画に基づく経営改善の取組如何によっては、今後の県の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その実施状況の検証を行うなど、経営計画の取組目標が確実に達成されるよう団体と一体となって経営計画の推進に取り組まれない。</p> <p>また、団体の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を他の都府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。</p> <p>※ 分収造林事業とは ①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者（市町村）、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者（団体）の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合（分収割合）で分け合うものである。3者の分収割合は、平成12年度以降に締結された契約分については、土地所有者30%、市町村5%、団体65%となっている。</p>	<p>ウ 計画の進捗状況の点検・評価と改善について 経営計画についてはP D C Aサイクルを確立させ、進捗状況を点検・評価し、経営の改善に努めていく。</p> <p>① 第4次島根県林業公社経営計画の推進について 県では、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を実現するためには、林業公社等有する面的なまとまりのある森林を木材生産団地と位置づけ、主伐を中心とした原木増産体制の構築を図っているところである。</p> <p>平成27年度島根県林業普及指導実施計画に基づき、市町と共に現場に即した森林経営指導を行っている。</p> <p>県と林業公社の情報共有を密に行い、実施状況を確認しながら、第4次経営計画に基づく事業の推進に一体となって取り組んでいく。</p> <p>また、国への働きかけについては、平成26年10月に林業公社関係3団体が集まり、林業公社への財政的支援などの提言を国へ行った。</p> <p>平成27年度においても県による国への重点要望のほか、森林県連合、森林整備法人全国協議会による国に対する政策提言活動を予定している。</p> <p>今後も国に対して、安定した林業公社事業が実施出来るように、財政支援の充実強化について他の都府県等と連携して働きかけを行っていく。</p>
<p>8 (公社) 島根県観光連盟 (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 全県的な観光振興について 平成25年度に実施した財政的援助団体等監査の</p>	<p>① 全県的な観光振興について 県や広域観光推進組織との役割分担と連携の</p>

<p>報告書では、所管課に対し「神々の国しまね」プロジェクトや「ご縁の国しまね」キャンペーンなど観光振興のこれまでの取組の成果を継続・発展させ、地域資源を生かした更なる魅力アップや広域的な旅行商品づくりなどにより県内全域への観光誘客の拡大に努められるよう意見を述べたところであるが、平成26年の主要観光施設等動向（入り込み客数）においては6月以降、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増の反動減と思われる傾向が県東部の施設を中心に見受られる一方で、石見・隠岐地域においても入り込み数の減少傾向が続いている施設がある。</p> <p>観光地間競争の激化や景気回復の遅れなど厳しい状況下であるが、団体においても所管課や石見・隠岐地域の観光振興組織と連携して観光資源の育成や誘客宣伝活動等に取り組み、施策効果が全県的に波及するよう努められたい。</p>	<p>と、専任職員の配置による専門性・継続性といった強みを活かし、マーケット（発地）と地域（着地）を繋ぐ役割をしっかりと果たすべく事業を展開しており、県内各地へ広く誘客を図るために圏域毎に取組みを強化している。</p> <p>県東部においては、古代出雲歴史博物館のガイド付き観覧と出雲大社での神職による解説付き参拝を着地型旅行商品として企画し、地元旅行会社が販売を開始している。</p> <p>県西部においては、石見観光振興協議会と連携し、石見の食と温泉を巡る企画を旅行会社へ提供することで観光客の域内周遊を促している。</p> <p>隠岐においては、ターゲットとなる関西や山陽の旅行会社に商品造成を働きかけるとともに、隠岐観光協会と連携して食の魅力化にも取り組んでいる。</p> <p>また、今後の伸びが期待できる教育旅行、MICE、女性旅マーケットなどの分野の誘客を強化するとともに、地域資源を生かした着地型旅行に関する研修や宿泊施設向けおもてなし研修など人材の育成にも取り組んでいる。</p> <p>今後も県や関係機関と連携し、これらの施策効果が県全体に広がるように努めていく。</p>
<p>9 (公財) 島根県暴力追放県民センター (所管課：組織犯罪対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 業務増、収入減対策及び相談環境改善に対する協力・支援について</p> <p>暴力団排除条例の施行に伴い、取引等の相手が暴力団関係者かどうかを確認するための属性相談が急激に増加する一方で、金利低下による基本財産運用益の減少や景気低迷による寄附金の減少によって収入確保が困難になっている。</p> <p>また、現事務所においては相談室が無く、相談者のプライバシー保護が難しい状況となっている。</p> <p>暴力団排除のための事業実施に支障が生じないよう協力・支援されたい。</p>	<p>① 業務増、収入減対策及び相談環境改善に対する協力・支援について</p> <p>業務増対策については、島根県公安委員会から公益財団法人島根県暴力追放県民センター（以下、「暴追センター」）に委託されている不当要求防止責任者講習に、毎回、当課職員が講習指導員として同行し、講演及び訓練を支援することで、業務負担の軽減に協力している。</p> <p>収入減対策については、平成25年度は、国家公安委員会から「適格都道府県センター」としての認定を受けるために必要な財政的基盤確保のために寄附金の一部を引当資産に充当していたことから、現実に運用できる寄附金が減少していたものであるが、平成26年度中に引当資産の当面の目的額を達成したことから、運用可能な寄附金はこれまでと同等の金</p>

	<p>額が確保できている。</p> <p>また、当課及び各警察署が出席する各種協議会及び会合等において、暴追センターの活動状況を紹介することにより、協賛者を募る活動の支援を行っている。</p> <p>相談環境改善については、相談室はないが、相談者のプライバシーを保護する観点からパーティションで区切って他の来訪者からは直接見えない配慮をしており、相談者からの苦情は出ていない状況である。</p> <p>相談室の設置については、相談者の状況や費用対効果を考慮した上での今後の検討課題と考えている。</p>
--	---

#### 島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年10月23日

島根県監査委員 角 智 子  
同 中 島 謙 二  
同 錦 織 厚 雄  
同 後 藤 勇

平成26年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

#### 1 包括外部監査の特定事件

過去の包括外部監査の措置状況について

#### 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成 26 年度 包括外部監査結果報告書「監査意見」に係る処理方針等

監査意見	処理方針・措置状況								
<p><b>I 指摘事項及び意見の総括（全般的意見）</b></p> <p><b>1 措置の水平展開がなされていない【意見】</b></p> <p>県は、措置状況のフォローアップを行っているのであれば、上記ア)の「実施済み」の項目であっても、単に実施済みと評価して終わるのではなく、措置としてなされた対策のルール化を行い全庁への徹底を図ったり、好事例、いわゆる「ベスト・プラクティス」を全庁に共有したりして、その取り組みを最大限生かすよう努めるべきである。さらには、過去に「措置を行わない」とし、フォローアップをエ)の評価で完了した項目も、後年度の措置内容を適用しうるケースもある(例：【24-48】を【20-24】や【20-25】などへ適用可)。これらによって、全庁的に効果が波及すれば、県全体の財政に資するものとする。</p> <p>もちろん、中には共有化がうまくいっている事例もある。例えば、【21-12】にあるように、指摘に基づき、「島根県会計規則」の改正や、「債権管理マニュアル」「権利放棄の提案基準」「債権管理会社への外部委託について」などの制定がなされ、全庁の債権管理ルールの共有化がなされている。この点は評価をしておきたい。</p>	<p>(政策企画監室)</p> <p>監査結果における意見及び指摘事項に対する措置状況報告並びに過去の意見等に対するフォローアップを行う際などに、全庁で対応すべき事項があれば、全庁に周知する。</p>								
<p><b>2 「改善する」「留意する」旨の措置で措置済みと扱っている【意見】</b></p> <p>県は、ア)の「実施済み」、あるいはエ)の「行わない(行えない)」または「事案の消滅」となるまでフォローアップをすすめているが、今回の重点監査対象の中には、「改善する」や「留意する」との報告内容をもって、ア)の「実施済み」と結論付けている項目もあった。</p> <p>県のフォローアップにおいては、政策企画監室のマンパワー上、実際に措置状況がなされていることを現場に対して証拠を求めて確認する作業をすべての措置に対して行っていくには限界があるため、予算が付けられたり、条例や規則が制定されたりして、今後、措置が確実になされると推定すれば、明確に措置の実施自体を確認しなくとも「実施済み」とする場合もあることは充分理解できる。</p> <p>しかし、上記の例ではそうではない。「記録を残すよう改善する」や「判断ができるよう留意する」など実施の確実性が確かでないものについて「実施済み」としてその後のフォローアップを行っていない。どこまでの状況でOKとするかの基準が揺らぐようでは、せっかくフォローアップのしくみがあっても信頼性に欠けることになる。なお、現在は、政策企画監室において、このような例が実施済みと処理されないように事前整理をしたうえでフォローアップを行っており(P. 9【図表1】のとおり)、引き続き適切に取り組んでいくことを望む。</p>	<p>(政策企画監室)</p> <p>監査結果における意見等に対する措置の実施が不確かなものについて、実施済みとして処理されないよう引き続き適切に取り組んでいく。</p>								
<p><b>II 平成 17 年度監査について</b></p> <p><b>1 島根県の委託料について</b></p> <table border="1" data-bbox="183 1989 1005 2085"> <tr> <td data-bbox="183 1989 279 2033">No.</td> <td data-bbox="279 1989 587 2033">1</td> <td data-bbox="587 1989 719 2033">部局名</td> <td data-bbox="719 1989 1005 2033">観光振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 2033 279 2085">概要</td> <td colspan="3" data-bbox="279 2033 1005 2085">観光動態調査の委託料の積算が業務量からかけ離れており、</td> </tr> </table>	No.	1	部局名	観光振興課	概要	観光動態調査の委託料の積算が業務量からかけ離れており、			<p>(観光振興課)</p> <p>観光動態調査業務が受託可能な業者を新たに選定し、入札参加者に加</p>
No.	1	部局名	観光振興課						
概要	観光動態調査の委託料の積算が業務量からかけ離れており、								

不適切である。				えるなど、入札が固定化しないよう検討している。
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>                             当時は島根県観光開発公社への随意契約であったが、現在は指名競争入札により行われている。                         </p> <p>                             当時の監査では、集計・分析業務に1名がまる1年かかるような計算となっていることが問題となっていたが、現在では集計・分析業務は人役計算がベースとなっており、この部分の委託料は職種を考慮しない日数で現在79人日である。積算書で単純比較すると金額にして約52%が削減されている。また、委託金額全体としても22%減少しており、指摘の状況は是正されたとみることができる。                         </p> <p>                             しかし、一般競争入札に移行した平成21年以来、6年連続して同一業者が受託していることは、次の2点で検討の余地がある。                         </p> <p>                             まず、競争性確保の点である。県はこの状況を踏まえ、「平成 25 年度からは指名競争入札に切り替え、県東部『測量及び建設コンサルタント業務』の入札参加資格者に対して入札への参加を促して」きており、結果的に 25、26 年度ともそれまでと同じ業者が落札したものの、競争性確保には法律の範囲内で最大限の配慮がなされている。                         </p> <p>                             次に、業務品質の点である。すべての業務は効率の面だけで語ることはできず、品質が高いことが大前提である。観光動態調査業務が、アンケート調査とそれへの解釈で成り立っているとすれば、品質は得られたデータの解釈の部分に現れるであろう。現在の業者の業務品質が満足のいくものであったとしても、バックグラウンドの違う組織の眼による解釈が入れば、県の観光施策に新たな視点を提供する可能性も考えられる。つまり、さらに効果を上げるために定期的に「違う眼」を入れていくことも必要であると考え。                         </p> <p>                             具体的には、同一業者による受託に最大何年と期限を設けるなどして、定期的な指名替えを行うことも一つの方法として検討されたい。                         </p>				
No.	2	部局名	観光振興課	(観光振興課) 同上
概要	観光動態調査の委託の目的に基づき、委託の質と量を明確にすべきである。			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>                             まず、指摘内容は「観光動態調査の目的とそれに対する調査の精度、深さ（質と量）を絶えず明らかにしておくべきだ」と委託内容の継続的な評価を問題としているのに対し、県の措置は「現在の観光動態調査の                         </p>				

質（と量）は必要最低限である」と現時点での必要十分性を主張するだけの回答であり、噛み合っていない。まず、この点を指摘しておきたい。

次に、指摘に対する改善状況であるが、まず、質と量の点では、毎期、ベーシックな部分で「観光入込客統計に関する共通基準（以下、共通基準と称す）」に基づいた調査委託が行われていることは、他の都道府県などとの比較や官公庁での統一的把握などの要請から当然といえる。

さらに、県は、調査地点、調査回数（日数）、統計項目などにおいて、独自基準を設定し、それらについて毎期の仕様書の検討にあたり追加、削除を行っており、県としての検討は十分なされていると考える。

また、目的への適合性という点でも、毎期の観光動態調査報告書の評価は、調査結果から見えてくる課題が県として予算事業の企画や制度設計に役立つか、また観光関連事業者のマーケティングにも役立つかどうか、といった目的への適合性に重点を置いてなされており、十分といえる。

しかし、委託が効率的であったかについては特段の評価はしていない。委託の方法を入札に変更したことにより、一定の効率性の向上は図られているとはいえ、【17-04】に述べたとおり、同じ委託先への委託が続いており、相互に依存関係が働いて質と量の検討は不明確になりがちだと思われる。常に効率性を意識するためにも、いくら入札であっても委託先の定期的な見直しはシステムとして必要であると考え。また、当然、県の「事務事業評価」においても毎年度事業の振り返りが行われているが、H25 年度の当事業の事務事業評価シートを閲覧したところ、効率性については「コストの削減 A 削減の余地がない」「県負担の削減 A 削減の余地がない」と記載されているのみである。具体的な根拠があつての記述だと信じたいが、振り返りのしくみとして当該シートに意義があるのか、疑問を抱かざるを得ない。

島根県は人口が少なく、内需に乏しい。産業振興の上で県外からの人の流れは県勢の維持拡大にとって決定的に重要となる。県も 2008 年に「観光立県条例」を制定、「神々の国しまね」プロジェクトの推進など、その認識を強く持っていることは改めてここで述べるまでもない。観光動態調査は、そうした観光振興政策を設計する上で非常に重要な調査である。その意味でマンネリ化は大きな敵である。今後も、調査の規模を維持するだけでなく、ときに政策的に調査の拡大が必要な場合もあろう。そうした際にも調査の質と量に徹底的にこだわり、調査目的と調査結果のバランスには厳しい目を光らせていくことを望む。

No.	3	部局名	情報政策課
概要	情報システムを委託し、さらに委託先が再委託する場合に、再委託先にも委託先と同程度の情報管理を求める必要性があるのではないか。		
現監査人の見解			

(情報政策課)  
 県が、再委託先における情報管理の履行状況を管理・監督できるように、「島根県情報通信システム調達標準」で定める委託契約書の条項、特記事項を、平成 27 年 5 月 22 日付

是正済みか否か	是正されている	<p>けで改正した。</p> <p>今後も、再委託先も含めた委託先における適正な情報管理に努めていく。</p>
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	
<p>島根県は、「情報セキュリティポリシー」の中で、委託者に島根県の情報資産の取り扱いに従事させる場合には、契約書に基づき情報セキュリティポリシーを順守させるための必要な措置を講ずるものとしている。そして、「島根県情報通信システム調達標準」の中で、島根県の情報資産の取り扱いに関する島根県と受託者の契約上の権利義務を定めた委託契約書の書式例を示している。その書式例には、島根県の情報資産の取り扱いに関して「保護すべき情報の取り扱いに係る特記事項」を特に定め、受託者が遵守すべき情報管理の方法を詳細に規定するとともに、島根県が受託者の情報管理の状況を臨時調査する権利を有することとし、もし受託者の情報管理に不適当な点があれば、島根県は受託者に対して是正に必要な指示をする権利を有し、受託者はそれに従い是正する義務を負うこととしている。</p> <p>島根県は、実際の契約に際しても、この書式例に従い契約を締結しており、受託者に対する情報管理は適切に実行されていると評価できる。</p> <p>また、再委託の場合の情報管理についても書式例で定められている。それによると、原則として再委託を禁止するとともに、例外的に再委託をする場合は、受託者はあらかじめ島根県の書面による承諾を得なければならないとし、その際に、受託者は島根県に対して再委託先に対する個人情報の管理方法等を書面で提出しなければならないとしている。また、再委託先には、受託者が前記「保護すべき情報の取り扱いに係る特記事項」に基づき負う情報管理義務と同等の義務を有し、それを順守する旨の誓約を求めるとともに、受託者は再委託先の当該誓約書を島根県に提出しなければならないとしている。</p> <p>このように、再委託先についても受託者との委託契約において、受託者と同等の情報管理義務を負わせている点は評価できる。</p> <p>しかし、再委託先の情報管理については、契約上は受託者の権限と責任の下で行われる。島根県は受託者に対して再委託先の誓約書を提出させるものの、その誓約書をもって島根県が再委託先の情報管理について直接介入できるわけではない。再委託先の情報管理について受託者に第一義的な権限と責任を負わせるのでは、情報漏えい等の事故が生じた際に島根県への報告が遅れ、事故に対する迅速かつ適正な対処が行えない場合が生じたり、受託者の再委託先に対する是正のための指示が不適切で被害の拡大を生じさせるなどの危険性があるのではないかと。再委託先の情報管理については、島根県が受託者を通じて間接的に管理するのではなく、直接的に管理できることが望ましいと言える。</p> <p>このためには、「島根県情報通信システム調達標準」で定める委託契約書の契約条項または特記事項に島根県が再委託先の情報管理に直接介入できる規定を設けるなど、再委託先の情報管理のあり方についてさらな</p>		

る改善を求める。				
No.	4	部局名	建築住宅課	(建築住宅課) 管理代行費用の増加については、平成 23 年度から建築基準法第 12 条の規定に基づく建築物（県営住宅）の定期報告業務及び平成 24 年度から計量法に基づく量水器更新業務を管理代行業務に追加したためであるが、この業務は、県が直営で行うことに比べ、管理代行者に行わせるほうが合理的であると判断し追加したものである。 維持修繕費については、一括発注でコスト縮減が見込まれる計画修繕は県が行い、管理代行者はスケールメリットが働きにくい個別修繕のみを実施している状況にあるため、直ちに費用を減少させることは困難であるが、引き続き合理的な積算に努める。
概要	県営住宅の管理の委託について、競争原理が確保されていないのではないか。			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
島根県は、現在、県営住宅を島根県住宅供給公社に管理代行させている。管理代行は、公営住宅法第 47 条に基づくもので、島根県はこの法律に基づき島根県住宅供給公社に県営住宅を管理代行させているのである。				
この管理代行について、公営住宅法に競争原理の確保を求めた規定はない。しかし、公営住宅法第 47 条第 5 項は、管理代行に要する費用の負担については事業主体（島根県）と（島根県）住宅供給公社とが協議して定めるものと規定している。したがって、島根県が島根県住宅供給公社との間で管理代行費用の負担額につき協議するに際して、過大な管理代行費用とならないよう管理代行費用の合理的な積算が求められているといえる。よって、県営住宅の管理費用について合理的な積算の必要性を指摘した前回監査の趣旨は、管理代行における管理代行費用の積算についても同様に当てはまるものと考え、管理代行制度のもとにおいて、管理代行費用の合理的な積算がなされているか調査することにした。				
この点、島根県は、平成 21 年度より、県営住宅について、島根県住宅供給公社との間で県営住宅の管理代行契約及び家賃等の収納委託に関する契約を締結している。島根県は、前年度（平成 20 年度）、島根県住宅供給公社に県営住宅を指定管理させていたが、その際の人件費の積算については、全体で 22.7 人役を要するとして人件費を積算していた。しかし、平成 21 年度に他市（浜田市）が島根県住宅供給公社に対して市営住宅を管理代行させたことによる 1 戸当たりの管理コストの減少（スケールメリット）により 1.2 人役を削減し、平成 21 年度は島根県の負担分を 21.5 人役として人件費を積算した。ここでいうスケールメリットとは、例えば、物を大量に仕入れれば仕入コストが減少するのと同様に、島根県住宅供給公社の管理する住宅の戸数が増えれば増えるほど、管理の共通化、効率化等により 1 戸当たりの管理コストが減少することを意味する。平成 22 年度以降も同様に他市が管理代行に移行したことによるスケールメリットにより、平成 24 年度までに島根県の人件費の負担分は 3.9 人役削減された。				
しかし、平成 24 年度までの人役算定は、島根県住宅供給公社の管理実態に即した人役算定になっておらず、島根県がこれくらいの人役が必要であろうとの想定に基づいた人役算定であったがために、その想定人役				

が過剰になっている可能性も否定できなかった。そこで、島根県は、島根県住宅供給公社の実態を反映した人役算定をするために、平成 25 年度の人役算定を、島根県住宅供給公社の松江住宅事務所の管理状況を踏まえた上で、2,000 戸を管理する場合の必要最低限の人役を 7 人役として、それまでの人役算定を全面的に見直した。結果として、平成 21 年度の 1 戸当たりの 1 人役の単価が 16,401 円/戸であったのが、平成 25 年度には 15,907 円/戸に減少した。

島根県が、管理代行費用のうち人件費について、島根県住宅供給公社の管理実態に即した人役算定により合理的な積算をしている点については評価できる。しかし、管理代行費用全体で見ると、島根県の負担額は、平成 21 年度が 159,788,811 円、平成 22 年度が 164,267,000 円、平成 23 年度が 182,904,762 円、平成 24 年度が 189,700,363 円、平成 25 年度が 190,362,767 円と増加の一途を辿っている。県営住宅の管理戸数に大きな増減はないため、島根県の管理代行費用のうち人件費の負担額はほぼ一定であるから、人件費以外の管理代行費用が毎年増加していることになる。島根県住宅供給公社の管理代行業務が拡大しているために人件費以外の管理代行費用が増加しているものと考えられるが、そこで人件費と同様にスケールメリットを働かせることにより、人件費以外の管理代行費用の増加を抑えることはできないのであろうか。そもそも、人件費を含めて県営住宅や他市の市営住宅等の管理代行費用については、各自それぞれが管理代行費用を積算し、島根県住宅供給公社と協議して決定しているが、管理代行制度は、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図る」（公営住宅法第 47 条）ものである以上、管理代行費用を積算するに当たっては、島根県や他市を含めた全体で管理代行費用を積算しなければ合理的な積算などできないのではなかろうか。個別の交渉では交渉力に秀でた者（島根県であろう）の交渉の結果のしわ寄せが交渉力の弱い者（他市であろう）に及び、サービスの格差やサービスの質の低下等が生じ、「一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図る」という管理代行制度の制度趣旨に悖る事態も危惧される。島根県においては、管理代行費用の合理的な積算の有り方について、さらなる検討と改善を求める。

No.	5	部局名	政策企画監室
概要	委託効果の測定をコスト、質、量の観点から委託自体の是非も含めて明確に行うべきである。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
① 委託可否判断の記録について 指摘は、「委託」に関し、委託の可否判断にあたっては人件費を含め			

(財政課)

各部局において業務の外部委託を計画する場合は、その必要性がわかるように整理するよう指示した。

また、予算策定時においては、予算要求指針や予算要求チェックリストを通じて、各部局に対し、成果重視の観点から、投入した予算、人員、時間等から得られた効果の検証を十分に行うよう求めており、引き続き、

たトータルコストで判断すること、事業目的達成のための必要十分な事業の質・量を認識して、委託後には委託内容が対価に見合っていたかだけでなく、事業廃止や民営化など委託そのものの是非を含めて振り返ること、といった内容である。

ところが、措置内容を見ると、委託に限らず、事業の評価や行政改革の全体について述べられている。これは、直営か委託かの比較検討や振り返りをする場面を考えれば、事業の計画、予算要求、行政評価といった場面となり、そうした県の事業の P D C A の中で事業の効率性や効果についてどういう検討をしているかを回答したものだと思われる。

実際に委託か直営かの比較検討が必要な事業というのは少ないのかもしれないが、そうした少ないケースであっても、職員がやるならこれだけの人役がかかり、コストがかかる、委託すればこれだけの委託料がかかる、職員がやるならばこれだけ時間外勤務が増えて労働環境が悪くなる、職員では時間ばかりかかって効率が悪いのではないか、それならノウハウを持った専門家のいる業者に委託する方が良いのではないか、といった検討がなされているはずである。

我々はそれを監査で検討しようとしたが、それは予算要求の前段階で各所属で行っているものであり、議事録など定まった記録は残されていないとのことであった。こうした事前検討の記録は、事業終了後に事業を評価する際に有用な資料となると考えられる。県が行政文書の削減に取り組んでいるなかでこうした指摘もなかなかしにくいのが、この検討過程はぜひしっかりと記録に残し、委託に出した、あるいは直営で行ったことの可否の判断に活かしてほしいものである。

## ② 行政評価システムについて

措置の中で行政評価システムについて触れられている。このシステムは、i) 効率的で質の高い行政の実現を図る、ii) 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る、iii) 県民に対する行政の説明責任を果たす、という3つの狙いをもって行われている。監査の中ではあえて「委託」の視点に限らず、行政評価が本当に事業の改善に反映することに役立っているのかを検討した。

### (a) 評価サイクルの「速さ」について

内容的に見ると、まず、このシステムの運用サイクルは1年であるが、例えば「X年度の事業」について考えると、X-1年夏から計画をはじめ、秋に予算要求、X年度の実施を経て、X1年5、6月に事業評価を行い、その結果出てきた「課題」をX1年の秋の予算要求に反映し、X2年の事業に反映させるという形で、ある年度の事業の評価結果を受けての課題は、実際は次々年度にしか反映されず、「サイクルの1年遅れ」があるのではないかと懸念があった。

この点について、監査で「事務事業評価シート」のサンプルを徴取して確認したところ、X年度の評価で「目標を達成するための課題」として挙げられた項目について、通常のケースでは、例えばX1年の5、6

人件費を含むトータルコストを意識した事業設計に努めていく。

### (政策企画監室)

事業の委託可否の判断や、その可否の判断に当たって、事業の人件費を含むトータルコスト比較は重要であると考えているが、行政評価に関しては、評価作業そのものに要するコストに鑑み、今年度から課題解決や成果の検証に特化した評価を行う方向で実施方法を見直し、トータルコスト把握のための人役算定は行わないこととした。

月に評価を実施し、X 1 年末の予算化を経て X 2 年度に新規事業として実現しているものの、速いケースでは、X 1 年 6 月の県から国への「提案・要望書」において早速要望が行われ、県予算でも X 1 年度 9 月補正予算に反映されたケースがあった。

こうしてみると、行政評価システムは、県全体の事業について一斉評価を行うフォーマルな仕組みであり、実際は、年度途中であっても県は緊急度に応じて補正予算への反映や国への要望などをタイムリーに行っている。この点は評価に値するといえよう。

(b)コストの範囲について

また、事務事業のコストについては、直接の事業費だけでなく、職員給与費も含めて検討していることから、H17年度で指摘のあった「総コストでの検討」については、この行政評価システムの運用によって改善されているものと解することができる。

ところで、県では、今後は行政評価を事業の成果の検証と課題解決に向けた成果重視へシフトしたいと考えているようであり、行政評価から人役及び職員人件費のデータを除く方向のようである。

確かに財政健全化や 1,500 人の削減によってトータルの人件費は抑えられており、ミクロ的な人件費の把握に労力をかける必要は以前ほど高くはない。また、もともとこの行政評価の人役データもさほど厳密な計算ではなく、年 1 回の振り返りにより個人の総時間を各事業に割り振っていただけであるから、その方向への変更は行政評価システムとしてはさほど問題視すべきではないかもしれない。

しかし、だからといって事業を委託するか否かの判断にあたって、あるいは選択の可否を判断するに当たって、事業にかかる人件費を無視してよいことにはならない。【19-05】などにも記載しているが、投入した直接コストと効果を対応させた効果測定自体は必要である。我々は行政評価システムにこだわるつもりは全くないので、当欄の①でも記載した事前（予算策定時）と事後（事業終了後）のトータルコスト比較を含む成果の評価をどのように確保していくのか、明確な対応を望む。

No.	6	部局名	審査指導課
概要	契約相手の固定化等による委託者と受託者との間の緊張感の喪失を防ぐ何らかの方策が必要ではないか。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
<p>前回監査を受け、島根県は、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則であり、例外的に随意契約とする場合でも、契約過程の公正の確保や適正価格の把握に努め、適正な契約の締結を行うよう特に配慮する必要があるとの認識のもと、平成18年3月6日付けで、島根県出納局長</p>			

(審査指導課)

「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」に随意契約の事務改善事例等を記載することとし、事例を収集している。

また、以下の方法により随意契約事務の適正化に努めている。

①支出審査

日常の支出審査において、「随意契約取扱指針」等に沿った契約が行われているか審査を行う。

②会計検査

から各所属課に宛てて、「随意契約事務の改善について」と題する書面により、全ての随意契約について総点検のうえ契約方法の改善に取り組むよう通知がなされた。

同通知では、随意契約のうち特定の一者のみを契約の相手方とする「一者随意契約」について特に慎重かつ厳正な運用を求めている。

また、同通知では、別添として「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」を添付しており、各所属課の具体的に前記取組みを行い得るよう配慮することで、各所属課が随意契約事務の改善に実効性を持たせている。

実際の運用についても、例えば、「一者随意契約」を複数年に渡り継続して行う場合には、契約更新時において、社会経済情勢の変化や前年度の実施結果の検証等を踏まえ、仕様書や積算の見直しを行い、予定価格を設定するなど、予定価格の合理性、適正性に特に配慮している。また、島根県出納局では、支出審査時や会計検査時において、各所属の個々の契約が前記運用に従い適正に実施されているか確認している。

以上のとおり、島根県においては、全庁的観点から、随意契約事務の改善に向けた取組みが実施されており、その点は高評価できる。

ただし、前回監査人の指摘にあるような、「3年以上同じ委託先への委託が続いた場合には委託を全体的に見直す等のルールを作る」ことに関しては、契約目的や契約態様の多様性から一律に契約年数を限定した形でのルールの設定が難しいなどの理由により実現には至っていない。

この点、島根県広聴広報課では、県政の広報誌について、3年に一度、企画コンペを実施して広く企画を募り、その中から一番優れた企画を提案した業者と随意契約を締結する独自の取組みを実施している例も確認できた。一律の見直しルールの設定が難しいとしても、このような取組みを、例えば、前記「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」に載せることで、随意契約事務の改善のノウハウの共有化により、全庁的な観点から、より随意契約事務の改善を図ることが期待できるのではないだろうか。

したがって、島根県においては、引き続き、随意契約事務に係る前記運用を徹底するとともに、適時「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的な考え方と具体的事例」の見直しをするなどして、随意契約事務の改善に向けた取組みを継続されたい。

平成 27 年度の会計検査における「重点検査項目」として一者随意契約について検査する。

③会計事務研修

平成 27 年 6 月の会計事務研修において、随意契約の適切な執行について説明を行った。また、今後の研修においても説明していく。

2 島根県土地開発公社について			
No.	1	部局名	土木総務課
概要	中国横断・山陰自動車道用地取得事務について、用地先行取得の事務量の減少に伴い、経費削減の点から土地開発公社（以下、この「2. 島根県土地開発公社について」では「公社」と略す）への委託をやめて、県自体で実施すべきではないか。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		

(土木総務課)

より一層の経費節減に努めるとともに、国に対しては、事務費積算の対象となる比較的安価な山間地における用地補償費の状況を踏まえた基準とするよう要望していく。

今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	
<p>山陰道の用地取得については、H17（監査）およびH18（措置公表）当時とは、以下のように用地取得の委託関係が完全に異なっている。</p> <p>まず、H17年当時は、国から県が受託し、その際、県の要員不足を補うため、公社へ必要人役を計算して再委託をしていた。</p> <p>それに対し現在は、国から公社が受託し、それを県に再委託している。その際の県の要員不足を補うため、県へ公社職員を出向させ、県職員と公社からの出向職員は一体となって公社名義の土地取得業務を行っている。取得された土地は国が4年間で再取得するが、その財源には用地国債を設定して充てている。なお、当該出向職員については、県が人件費の負担を行っている。</p> <p>こうした委託関係となった背景には「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」の検討内容がある。その概要は、①用地取得業務の複雑さに対して県では人事異動が伴うため用地取得スペシャリストの育成が困難である、②財政健全化の観点から用地取得の合理化を進めるべきである、という2つの課題を解決するために、公社を用地取得人材の育成機関として活用すべきというものである。公社職員であれば継続して用地取得業務にあたるのが可能であるし、専門性を高めることで人件費削減など効率化も期待できるという考え方である。</p> <p>確かに現在も、H17年度当時と比べても、山陰道、松江北道路など、依然として用地取得需要はあり、県職員だけで用地取得を実施できる規模にはなく、公社職員の活用も意義のあることと考える。また、H17年度の指摘の通り、確かに、将来的にそれらの道路が完成すれば、業務量だけでいえば県職員だけで実施できる規模に縮小する可能性があるが、取得すべき用地が漸減するなかでも、地権者の権利意識の向上、補償基準の細分化・複雑化などにより案件1件当たりの難易度は上がってくると思われ、対象用地がゼロにならない限りにおいては、経験と能力が求められる用地取得スペシャリストの養成機関として公社を位置づけることは経済合理性からもそれなりに意義のあることと考える。</p> <p>&lt;仕組みの妥当性について&gt;</p> <p>この仕組みは、国の公共事業費の平準化または削減により、通常予算による取得では時間を要することから、早期工事着手のために公社が国の依頼に基づき先行して用地取得するものである。県が直接受託をしないのは特別会計を組む煩雑さを避けるためであり、合理性がある。</p> <p>&lt;金額の妥当性について&gt;</p> <p>平成25年度の例では、山陰道建設の用地取得にかかる事務費全体について、国から委託料として支出された金額は、平成13年の国土交通事務次官通知に基づき、主として用地取得費に対し全国一律の基準で計算された約13百万円(県再委託分)であったのに対し、要した経費(人件費以外も含む)は約20百万円であり、差額約7百万円を県が負担した形とな</p>		

っている。この金額は最終的に県の負担となる可能性がある。特に山間部は土地の価格に比して筆数が多いため、工数がかかり、用地取得費を基にした事務費の算出では地元負担が大きくなる傾向がある。つまり、最終的に国の資産となるものを県の負担で取得する状況が続く可能性がある。

高速道路の整備による経済効果は非常に大きなものがあるため、国の事業であるとはいっても、地元がある程度の負担を行うことは差し支えないが、都会地と異なる山間地の用地取得状況の現実を根気強く国に説明して、事務費の負担基準を変更するなど、県の負担を減らしていくことが望まれる。

No.	2	部局名	企業立地課、土木総務課		
概要	公社の分譲用地について、処分を早急に進めるべきである。また、公社のあり方も見直すべきである。				
現監査人の見解					
是正済みか否か	是正されていない				
今後の改善の余地	あり				
指摘事項・意見区分	意見				
<p>工業団地の未分譲地は、公社の所有であるが、県と公社は一体と考えられるため、県にとっての大きな不良在庫であり、その処分は県財政健全化基本方針にも掲げられている重点項目でもある。売れない間は土地の形で県の資金が眠っていることになり、県の他の必要な政策実施への制約を生じている。具体的には、H25年度末で石見臨空ファクトリーパークが44億円、ソフトビジネスパークが49億円、計93億円の分譲残がある。うち、18億円は現在賃貸中である。公社の借入金は、H25年度末で116億円（土地造成事業分93億、公有地取得事業分23億）あり、総資産に占める割合は約81%（うち土地造成事業分は65%）に達する。利息の支払いは年間56百万（土地造成事業分50百万円、公有地取得事業分6百万円）となっている。</p>					
(単位 : 百万円)	健全化計画		現状		
	平成 17 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末		
	実績	計画	実績		
			分譲中	賃貸	計
石見臨空ファクトリーパーク	4,744	4,145	4,204	181	4,385
ソフトビジネスパーク島根	5,215	2,797	3,310	1,597	4,907
合計	9,960	6,942	7,513	1,779	9,292
<現状の対策>					

(企業立地課)

県営工業団地については、企業立地による産業の高度化や雇用機会の拡大を目指す上で必要なインフラと考えている。

今後も企業にとって立地の魅力が増すように、分譲価格の引き下げ(用地取得費助成)や土地リース制度の運用を含めて不断に見直しを行っていく。

まず、売却にこだわらず賃貸(定期借地)を進めている点は、18億円の土地に対し賃貸収益が年間わずか43百万円(H25年度)と、造成資金の回収に対する寄与は微々たるものであるが、それでも雇用や経済効果を考えると評価しうるものである。

県では誘致に積極的に取り組み、誘致インセンティブとなる企業への投資・雇用の助成金制度がある。新規進出の場合、固定資産の取得と雇用に対し、石見臨空ファクトリーパークは最大で15億円、ソフトビジネスパークも最大12億円の助成を行う。近年は助成限度額の上限アップ、産業高度化加算、過疎地域立地加算など助成割合の加算も追加的に行われている。また、金利優遇も拡充されてきている。

借入金については、県の土地開発基金を公社に貸し付けており、利息の軽減を行っている。また、近年は市中銀行からの借入を減らして県からの借入に借り換える傾向にある。

県は、是正措置にもある通りH18年10月に、長期にわたる保有地の処分計画を中心とした健全化計画を策定している。当該計画を見ると、経営健全化のためには造成土地の売却促進が柱であるとして、H22年度までの5年間で造成土地額を約100億円から70億円に削減する意欲的な計画である(前頁の表のとおり)。県のストーリーとしてはここで得られた資金で借入金を減らす計画であったと思われる。

<対策についての課題と提言>

しかし、表に示すとおり、売却は健全化計画策定時からほとんど進んでいない。

誘致を積極的に行うと言えば聞こえはいいが、上記土地開発基金を用いた公社の利息負担軽減も、誘致インセンティブとしての助成の拡充も短期的には県の財政負担となる。

また、H20年度以降の最終損益は每期黒字であるが、これは固定費の削減や県への出向などでの人件費削減であり、これも県の負担である。つまり、県と公社を一体としてみれば効率化しているとは一概には言えない。

またマクロ的にも、今後、県の土地需要が上向いていくことは考えにくい。

であるならば、造成に要したコストは今となっては埋没原価(サンク・コスト)であると認識して、当初の価格から大幅に下げても早期に売り切った方が良いのではないかと考える。

開発した原価より高く売るといのが商売であるが、いくら商売人でも変えることができるのは将来だけである。商売として考えるのであれば、県は投資後の意思決定のしかたがまずく、その結果、県は必要のない苦勞をしている可能性がある。県はサンク・コストについてもっと考えるべき(=逆説的だが「サンク・コストを無視すべき」)である。

サンク・コストとは、これからの意思決定に影響を受けない原価であり、意思決定に関連しない原価(非関連原価)のことである。

例えば、開発土地の売価を100万円にするか、50万円にするか的意思決定においては、当初の造成費用は意思決定にかかわらず発生しているサンク・コストである。

したがって、当初の造成費用がいくらであろうと、この金額を意思決定の要素にすることは不適切である。つまり、造成費用がもったいないという考え方はできない。

例の意思決定においては、10年間のスパンをとると、100万円でも売れても10年後であれば、10年間の経済効果はゼロ。その上、広告宣伝費、助成金、金利負担でコストがかかる。その分、100万円でも売れることの効果は減殺される。

50万円でも2年後に売れば、まず、売却額50万円の収入があり、そこから8年間は企業の利益、雇用効果があり、財政収入や地域経済にプラスとなる。一旦売れたら広告宣伝費などの追加コストはかからない。

単純な想定ではあるが、効果を考えれば100万円でも売っても、50万円でも売っても、大差はなく、むしろ早く売り切った方が効果は高いケースも多い。

従って、値下げしてでも、売り切るべきである。極論すれば売価はゼロ円でもよい。元の売価100万円でも売れる確率が50%なら、その収益の期待値は50円で、0%ならゼロ円である。売却の確率見込で算出した期待値以上であれば確率論的には儲けと考えるとよいのである。また、その方が経済効果があり、雇用効果もあるから、今後の県財政に寄与するのではないだろうか。少なくとも過去に開発してしまった工業団地は持つためではなく、売って、工場を立てていただいて、雇用や経済効果を生むための施策であるとの認識は県も同じであるはずだ。高速道路の開通待ちでは時間がかかりすぎる。現在の立地で魅力がないなら価格を下げるべきで、助成金などの形で、県の財布から新しいお金を支出することは避けるべきである。

ただ、上述のように賃貸を推進する方向で進めるならそれはそれで良いと考える。ここではあくまで売却を前提に提言をさせていただいた。  
<個別の提言>

① ソフトビジネスパーク島根

「しまねスタイル」などの情報発信、人材確保支援などを行い、Ruby関連企業やBPO(Business Process Outsourcing;事務系業務の外部委託)などの候補地として競争力を持ち始めており、比較的有望である。それでも新たな支出や負担を伴う誘致は行うべきではなく、値下げによって売り切るべきである。

② 石見臨空ファクトリーパーク

高速道路整備が前提であり、かなりの長期戦覚悟である。

道路整備など交通アクセスがネックになるというのなら、交通アクセスがさほど重要ではない業種、つまり毎日毎日トラックが出入りする必要のない業種、例えば、ダイキンアレス青谷(鳥取)のような、グロー

<p>バル研修所のようなものを誘致することを視野に入れてもよい。都会からの隔絶性が逆に「売り」になる例はたくさん見つかるのではないだろうか。</p>				
<p><b>Ⅲ 平成 18 年度監査について</b> <b>県税の賦課徴収事務について</b></p>				
No.	1	部局名	税務課	<p>(税務課)</p> <p>「徴税吏員証及び検税吏員証の適正管理の徹底について(通知)」(平成 26 年 9 月 18 日付総務部長通知)を徹底するため、各県民センター管理職員を対象とした下記の会議において、職員各自の管理意識を高め、紛失事案が発生しないよう改めて再発防止策の徹底を促し、再発防止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(平成 26 年度) 平成 27 年 3 月 6 日 県民センター税務担当部長・事務所長会議</li> <li>・(平成 27 年度) 平成 27 年 4 月 28 日 同上</li> </ul> <p>また、万一発生した場合は、紛失した吏員証を無効とした旨をホームページで広報するなど悪用がされないよう迅速に対応することとした。</p> <p>引き続き、再発防止に努めていく。</p>
概要	徴税吏員証・検税吏員証の管理に問題がある			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>前回の監査後、島根県は徴税吏員証及び検税吏員証について、平成 19 年 6 月 29 日の総務部長通知により、所属長による毎月の所持管理状況の確認により管理を行っていたが、平成 26 年 8 月及び 9 月に紛失事案が 2 件相次いで発生した。</p> <p>徴税吏員証及び検税吏員証は県税徴収に関する滞納処分等の権限を有する者を証明するものであり、その悪用を防止するためにも紛失等があるてはならない。確かに、平成 19 年 6 月 29 日の総務部長通知により毎月の確認は管理簿上で行われている。にもかかわらず、今回の 2 件の紛失事案が発生したということは、日常の管理が形骸化していたのではないかと疑問を持たざるを得ない。今回の監査においても、税務課が毎年行う税務事務調査結果を閲覧したところ、一部に吏員証の確認を行っているもののその結果が管理簿上記載されていないという報告もなされており、管理体制が統一化されていないケースも見受けられた。</p> <p>島根県は、上記紛失事案の発生を受け、改めて吏員証確認事務の事務分掌への明記及び週一回以上の吏員証確認などを定めて平成 26 年 9 月 18 日の総務部長通知で再度徹底を図っている。また、持出頻度の少ない職員の吏員証を課長が一括で管理する体制を構築し、さらに吏員証を業務上持ち出す際には記録簿により管理したうえで吏員証を首下げ式にするなど再度の紛失防止や、万一紛失した場合の速やかな報告など必要な対策を講じている点で一定の評価はできる。</p> <p>この再度の徹底により、徴税吏員証及び検税吏員証を保持する職員各自の管理意識を高め、今後このような紛失事案が発生しないよう努めるとともに、万一紛失した際に悪用がなされないよう迅速な対応に努めていただきたい。</p>				
No.	2	部局名	税務課、情報政策課	
概要	自動車税の住所変更手続きの周知が必要である			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
				<p>(税務課)</p> <p>住所移転時の自動車税に係る住所変更は、インターネットによる電子申請(しまね電子申請サービス)のほか、電話や F A X で手続きができ</p>

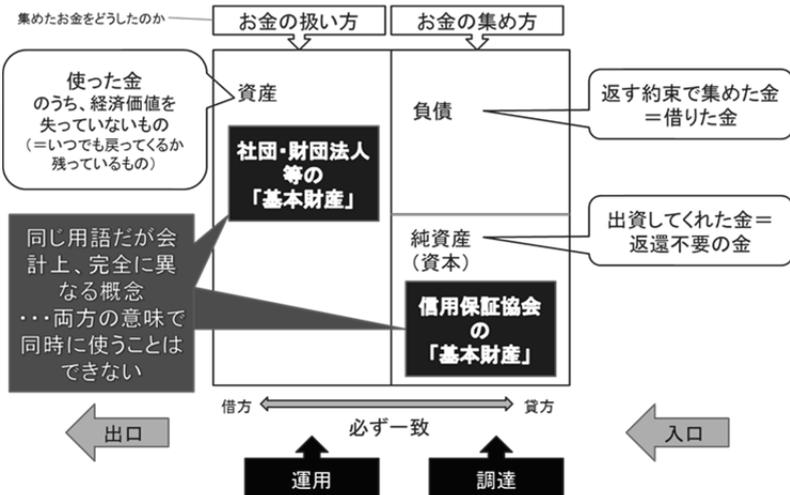
指摘事項・意見区分	意見		
<p>島根県は、住所移転時の自動車税に係る住所変更について、インターネットによる電子申請（しまね電子申請サービス）のほか、電話や F A X で手続きができることを周知している。</p> <p>具体的には、納税通知の封筒への記載及びチラシの同封、県や市町村、税務署等へのチラシ配布、県の H P によるお知らせ、県政広報ラジオ、山陰中央新報の県民だよりによるお知らせなどで周知をしている。</p> <p>自動車税の納税者住所移転情報の捕捉漏れ等を確実に防止するためには、住民票データと自動車税の住所データとを連動させるシステムの構築などの取組みが必要と思われるが、制度面や運用面での課題も多く、将来的な課題といえる。</p> <p>したがって、島根県においては、引続き前記周知を継続するとともに、前記システムに関する調査、研究をされることを求める。</p>		<p>ることについて、納税通知書の封筒への記載及びチラシの同封、県や市町村、税務署等へのチラシ配布、県の H P や、県政広報ラジオ、新聞によるお知らせなどの広報媒体を活用して周知している。</p> <p>住民基本台帳データと自動車税の住所データとを連動させるシステムの構築については、住民基本台帳のデータを一括して自動車税の住所データに取り込むことは、現在認められていない。</p> <p>今後、社会保障・税番号制度の導入による地方公共団体間の情報連携の開始や、自動車保有関係手続におけるワンストップサービスの全国運用が進んだ場合には、それらの住所情報を利用することができないか検討する。</p>	
<p><b>IV 平成 19 年度監査について</b></p>			
<p><b>商工労働部における補助金及び貸付金について</b></p>			
No.	1	部局名 観光振興課	
概要	<p>公益社団法人島根県観光連盟（以下「観光連盟」という）と県との役割分担を明確化すべきである。</p>		
<p>現監査人の見解</p>			
是正済みか否か	<p>是正されている</p>		
今後の改善の余地	<p>あり</p>		
指摘事項・意見区分	意見		
<p>県は、措置を受けて、H22年度から23年度にかけて外部有識者を加えた「島根県観光連盟のあり方検討委員会」を設置し、観光連盟の在り方について検討した。その結果、現在の基本的な役割分担は次のようになっている。</p> <p><b>【観光連盟】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘客宣伝活動</li> <li>・ 観光資源の育成（ガイドの育成など）</li> <li>・ 観光業界の人材育成（若手の経営者の研修など）・情報提供</li> <li>・ 民間事業者の取組支援・調整</li> </ul> <p><b>【県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光振興施策の立案・管理</li> <li>・ 関係団体の取組み支援や総合調整（市町村を越えた観光組織の調整）</li> </ul>			<p>（観光振興課）</p> <p>平成 22 年度から 23 年度にかけて、外部有識者を加えた「島根県観光連盟のあり方検討委員会」を設置し、島根県観光連盟の在り方について検討を行った。</p> <p>その結果をもとに、県と観光連盟それぞれが担うべき役割について、平成 24 年度以降においても予算要求時等に段階的な見直し、観光連盟の組織体制の変更を行っているところである。</p> <p>今後も観光を取り巻く情勢の変化などに応じて、定期的に島根県観光連盟との役割分担を検討していく。</p>

<p>・情報発信・国際観光など全県共通の取組</p> <p>・観光情報の収集、調査</p> <p>上記の役割分担の趣旨は、県は主に情報収集、立案、調整など企画の役割、観光連盟は実際の誘客宣伝、業界の人材育成、事業者支援と実働的な役割であると読み取れる。県によると、プロパー人員が存在しており、人事異動の心配がないため、観光連盟には、特に教育旅行（修学旅行）先を島根県に誘致する営業活動など、何年もかかる外部との関係構築をお願いしているとのことである。また、上記検討委員会の報告では、行政組織に比べより迅速な意思決定、柔軟な実行ができるとされている。この専門性、継続性、機動性が独立して存在する意義ということであろう。その意味で当該役割分担には特に違和感はない。ただ、2つの組織が併存する状態では今後も必ず役割分担の議論がついて回ることになるため、定期的に組織の在り方を検討する必要がある。その場合は、</p> <p>①官で担うべき機能は何か、民間に委ねられる機能はないか、また不要な機能はないか</p> <p>②役割分担がその時代に合ったものになっているか</p> <p>③グローバルな観点から島根での観光消費を最大化できるかなどの観点から検討を重ねられることを望む。</p>																									
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>2</td> <td>部局名</td> <td>しまねブランド推進課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金の公益上の目的が形式上は明示されたが、効果判定指標がそれに沿ったものではない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されている</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> </table> <p>しまねブランド推進課は、前回監査人の指摘を受けて、同補助金の目的を、「独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る」と目的を変更している。これにより、同補助金により同センターの事業活動を推進することで、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」というように同補助金の公益上の目的が形式上は明らかになったと評価できる。</p> <p>しかし、実際の補助金の効果判定指標としては従前から県内企業の貿易相談対応件数を用いているほか、H19年度の指摘に従い、セミナーや講座の開催件数、県内商談会の件数、海外展示会の参加企業数等も効果判定指標として用いているが、同補助金の効果判定指標として、これらで充分といえるであろうか。これらの効果判定指標は、同センターの事業活動の成果を現すものであるから、「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」という公益上の目的に対しては間接的であり、ど</p>	No.	2	部局名	しまねブランド推進課	概要	日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金の公益上の目的が形式上は明示されたが、効果判定指標がそれに沿ったものではない。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されている			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>新たな指標として「県内の貿易実績企業数の推移」を加えて効果判定を行う。</p>
No.	2	部局名	しまねブランド推進課																						
概要	日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金の公益上の目的が形式上は明示されたが、効果判定指標がそれに沿ったものではない。																								
現監査人の見解																									
是正済みか否か	是正されている																								
今後の改善の余地	あり																								
指摘事項・意見区分	意見																								

<p>ちらかと言えば依然としてH20 年度の措置以前の目的である「同センターの適正な運営等を推進すること」に対応している。同補助金が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」ことを公益上の目的とするならば、同補助金の効果判定指標としては、H20 年度の措置状況にも記載されてあるように、県内の「貿易実績企業数の推移」等を用いるのが最適と思われる。</p> <p>以上のとおり、形式的には同補助金の公益上の目的が「県内企業の海外取引を促進し、県内産業の振興を図る」と明らかになっているものの、その効果判定指標は当該目的を真正面から捉えたものではない。したがって、前監査人の指摘に対する措置としては、是正はされているものの不十分と判断した。</p>																												
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>3</td> <td>部局名</td> <td>中小企業課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">商店街振興組合指導事業費補助金の効果測定が行われていない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されている</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> </table>				No.	3	部局名	中小企業課	概要	商店街振興組合指導事業費補助金の効果測定が行われていない。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されている			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>(中小企業課)</p> <p>今年度から実施している島根県地域商業等支援事業において、交付要綱に「知事は、必要があると認めたときは、市町村が行う間接補助事業者に対する調査等に帯同するものとし、市町村及び間接補助事業者はこれを拒んではならない」と明記した。</p>
No.	3	部局名	中小企業課																									
概要	商店街振興組合指導事業費補助金の効果測定が行われていない。																											
現監査人の見解																												
是正済みか否か	是正されている																											
今後の改善の余地	あり																											
指摘事項・意見区分	意見																											
<p>当指摘は、補助金の効果に関する指摘である。</p> <p><b>【事業ごとの補助事業の総括について】</b></p> <p>まず、中小企業課においては、補助金を基本的に3年スパンで見しており、事業ごとに「3年間の成果と今後の課題」などの形で補助率、補助方法など内容の検討や、補助金の廃止も含めて効果の整理がなされていることが確認できた。また、毎年の予算編成においても、7月の事前協議段階から財政課とのやりとりがメモ程度ではあるが記録として残っていることは高く評価できる。</p> <p><b>【企業への直接的な監視について】</b></p> <p>個々の補助金1件当たりについて見ると、各企業への補助金について、それぞれ「事業実施効果報告書」が出されている。その様式では、事業効果としての達成度と、当初の予定が達成できていない場合は、対応策を記載することになっており、県のしくみとしては効果の評価と対応ができるようになっている。ただ、多くの補助金では市町村が間に入り、目標値についても市町村が設定しており、補助金効果の評価には市町村との連携が重要である。県は企業の提出してきた資料について直接の監視を行っていないため、数値の信頼性については市町村に大きく依存しているが、市町村も補助金を1/2負担していることから、企業への評価は充分行っているものと推測され、不正や癒着など虚偽報告の恐れは低いと思われる。それよりも、さらに補助金の効果を上げるしくみとして、補助金の効果が薄いと感じた特定企業に対しては、市町村と合同で現地調査・指導を行えるよう、要綱等で明確にしておくべきであ</p>																												

る。今後とも県としての積極関与の姿勢を期待したい。				
<b>V 平成 20 年度監査について</b> 1 島根県及び島根県の外郭団体の借入金（金利に関する事その他付随事項を含む）・偶発債務・債務負担行為 2 外郭団体の資産運用				
No.	1	部局名	財政課、中小企業課	(財政課)
概要	信用保証協会を連結バランスシートの連結対象としない理由が明確ではない。			県のバランスシートに連結させる法人を選定する際の判断基準となる「出資比率」については、これまで「法人の基本財産に対する県の出資等の割合」とし、信用保証協会についてもこの取扱いを適用してきた。
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されていない			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	指摘事項			
<p>「島根の財政（平成26年度版）」には、「9. 島根県の財務4表」の中に連結財務4表の対象会計範囲が記載されており、その脚注に、</p> <p>『出資比率が50%以上の法人は、すべて連結対象』</p> <p>『出資比率が50%未満の法人は、県の関与の度合いに応じて判断』</p> <p>『出資比率とは、各団体の基本財産に対する県出資金の割合をいう』</p> <p>と連結対象範囲の基準と出資比率の定義が記載されている。県は、これが信用保証協会を「連結バランスシート」の連結対象としない理由を明確に記載したものとしているが、この記述に信用保証協会という名称を記していない点のみをもっても、理由を明確に記載したものとは言えないであろう。</p> <p>ただ、これが理由の記述であるとしても、内容的には認めがたい。</p> <p>まず第1に、「基本財産」の根本的な概念が異なる。「基本財産」の定義は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、「目的事業にとって不可欠な財産として定款で定める財産」である。つまり、貸借対照表の「資産の部」に計上される運用サイドの概念である。公益法人は一般社団・財団法人の特殊形態であるから、県の出資団体の多くがこの定義に当てはまることになる。</p> <p>これに対し、信用保証協会では、基本財産は「県他から受けた出資額（基金）」と「過去の収支差額の累計（基本準備金）」とで構成される。つまり、一般企業の会計でいう「純資産の部」に計上される調達サイドの概念である。</p> <p>「基本財産」が貸借対照表のどこの部分に来るか、でさえ、信用保証協会と他の団体では扱いが根本的に異なる。</p>				
他県における信用保証協会の取扱いを調査したところ、監査人が提案する手法（基本財産から基金準備金を除いたものに対する県出資金の割合）を適用しているのは5県、一方、本県と同様の取扱いは40都道府県となっており、本県の取扱いは一般的で、他県との比較をする上でも適当であり、妥当性を欠くものではないと思われる。				
ついては、今後の取扱いは次のとおりとする。				
1. 県出資比率の取扱い及び連結対象の考え方は従来どおり 2. その上で、従来からバランスシートに付記している連結の考え方について下線部を追記し、より明確にする。				
①出資比率が 50%以上の法人はすべて連結対象 ②出資比率が 50%未満の法人については、 <u>県への財政依存度（借入金、補助金、損失補償）</u> など、県の関与度合いに応じて判断				

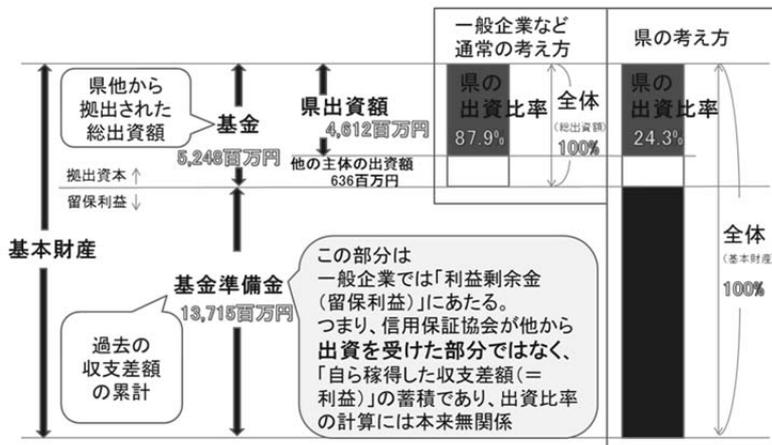
### 貸借対照表の構造



第 2 に、出資比率の概念が異なる。県出資団体では多くの場合、「基本財産」の財源は県などの寄付者から受け入れた指定正味財産を充当している。つまり、純資産側から見れば出資金とほぼ同じと考えることができる。それをを用いた出資比率は「県の出資額／総出資額」となる。

これに対し、信用保証協会では、「基本財産」は「県他から拠出された出資額（基金）」と「過去の収支差額の累計（基金準備金）」とで構成される。つまり、出資比率の分母に出資金以外のものが含まれている。「過去の収支差額の累計（基本準備金）」とは、一般企業の会計でいえば、自ら稼得した利益の累積である「利益剰余金」である。それをを用いた出資比率は「県の出資額／総出資額＋利益剰余金」ということになる。このような利益剰余金が含まれる基本財産を分母に出資比率を計算することは上記の他の団体の計算や一般企業など通常の見方と大きく異なる。H20 年の指摘でも論証されているように、基金準備金によって「出資比率」は低くなる（現在 24.3%）のみならず、県が何もしなくとも、信用保証協会に対する「出資比率」は、毎年度変動することになる。

### 出資比率概念の違い



このように、県が法律上も経済実質上も、概念が統一されていない「基本財産」の用語を、何らの説明もなく、県民に対する情報提供の範囲である連結の対象とするか否かを画する基準に用いていることは不適切で

ある。県民に対し県の財務情報を提供するにあたっては、この概念の統一と連結対象範囲の基準について十分な説明が必要である。

一方、出資比率の計算如何に関係なく、信用保証協会の業務内容が県の行う行政サービスとはかなり異なり、資金量など資産規模も大きいため、連結をすることでかえって県民をはじめ利害関係者に誤解を与えるので信用保証協会を連結対象にしないという考え方もある。利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため子会社を連結の範囲に含めないことは、一般企業でも条件は非常に限定的ではあるが行われていることであり、もしそれが理由であればその旨を理由として開示すればよいことである。

これらのことから、県は、次のいずれかの措置を取るべきだと考える。

- ①出資比率の定義を「団体に対する拠出された出資額（総出資）に対する県出資金の割合」とし、その計算によると出資比率が80%を超えることになる信用保証協会を連結対象に含めること。
- ②出資比率に関する定義を①のとおり変え、出資比率が80%を超えると認識したうえで連結対象にしないなら、上記のような実質的な理由を記載すること。
- ③出資比率に関する定義を変えず、信用保証協会をあくまで連結対象としないなら、「島根の財政」の連結財務4表の対象会計範囲についての部分で、「信用保証協会を連結対象としない理由（県の関与度合いが低いことなど）」を記載すること。なお、この際はH20年度に中小企業課に対し指摘されているように、「その数値を用いる理由を説明すべき」である（この点はこれまでいっさい措置されていないことを改めて指摘しておく）。

なお、平成 26 年 1 月に総務省より通知された「連結財務書類作成の手引き」において、特別法による法人である信用保証協会についての扱いは明記されていないが、県が総務省に確認したところ、信用保証協会を個別に対象外とすることはなく、つまり「第三セクター等」と同様の取扱とする、との回答であった。県は従来から、連結の検討にあたっては、基本どおり総務省の手引き等に沿って運用する方針であるから、そこでどのようなことが記載されているかが問題となる。

総務省の手引きでは「財団法人等に関する出資割合については、（中略；「法令」）に基づき、監査の対象あるいは調査の対象を判断する際の出資割合として各地方公共団体において整理している割合を用いることとします。」とされている。県はここでも「県の出資比率は、総務省の手引きに従い、あくまで団体の「基本財産」に対するものとし、島根県信用保証協会も例外としない。」とする。理由は「県において、団体に対する県の出資等比率は団体の基本財産に対する県の出資等の割合としており、島根県信用保証協会もこれによって比率が算出されている。」とのことであった。もう繰り返すまでもないが、会計的に不統一の「基本財産」

<p>の語を用いること、特に信用保証協会の「基本財産」のみが他と異なる概念であることを考えれば、この理由は県が信用保証協会を「例外として扱う」理由に他ならない。上記提案した①～③のいずれかの対応をしていただきたい。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>2</td> <td>部局名</td> <td>土木総務課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">島根県土地開発公社（以下、この項において公社という）の在り方を検討すべきである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されている</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>【17-21、33、34】と同じである。</p> <p>なお、平成 21 年度以降、政策企画監室が是正措置を毎期検証していることは高く評価できる。</p> <p>（公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17-21、33、34】の項にまとめており、引き続き検討が必要である。）</p> </td> </tr> </table>				No.	2	部局名	土木総務課	概要	島根県土地開発公社（以下、この項において公社という）の在り方を検討すべきである。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されている			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>【17-21、33、34】と同じである。</p> <p>なお、平成 21 年度以降、政策企画監室が是正措置を毎期検証していることは高く評価できる。</p> <p>（公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17-21、33、34】の項にまとめており、引き続き検討が必要である。）</p>				<p>（土木総務課）</p> <p>平成 22 年 3 月から平成 23 年 9 月までに行った「用地取得業務の今後のあり方に関する検討会」の検討結果に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの評価期間に、県職員の減員分を公社からの出向で補う方式による体制で業務を行なったところ、制度の有効性が認められたところである。</p> <p>県の再任用制度による経験者職員の確保の状況も踏まえ、引き続きフォローアップ会議を開催し、改めて公社に期待する役割に応じた公社組織のあり方を公社とともに検討していく。</p>
No.	2	部局名	土木総務課																													
概要	島根県土地開発公社（以下、この項において公社という）の在り方を検討すべきである。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されている																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	意見																															
<p>【17-21、33、34】と同じである。</p> <p>なお、平成 21 年度以降、政策企画監室が是正措置を毎期検証していることは高く評価できる。</p> <p>（公社の借入金などあり方についての根本的な提言は【17-21、33、34】の項にまとめており、引き続き検討が必要である。）</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>3</td> <td>部局名</td> <td>港湾空港課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">資金運用規定の制定が望ましい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されていない</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>出雲空港ターミナルビル(株)は、措置状況において、多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、これが資金運用規定を制定しない理由にはならない。そもそも資金運用規定は、組織が資金運用を行う上で必要な手続き・方針を定めることによって、当該組織の金融資産を安全かつ健全に管理し、資産の適切な保全を図るために必要なものであり、担当者の判断の拠り所になるものでもある。</p> <p>確かに、出雲空港ターミナルビル(株)は金融資産としては預金を保有しているのみであり、この点のみを考慮すれば資金運用規定制定の必要性はさほど高くないとも言える。しかし、預金のみを持ち続けるにしてもペイオフの対策を考える必要があり、さらに今後会社を取り巻く状況の変化に伴い他の金融資産で資金を運用する可能性がないとは言えない。そのような状況に直面した際にどのような方針及び手続を経るかを</p> </td> </tr> </table>				No.	3	部局名	港湾空港課	概要	資金運用規定の制定が望ましい。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されていない			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>出雲空港ターミナルビル(株)は、措置状況において、多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、これが資金運用規定を制定しない理由にはならない。そもそも資金運用規定は、組織が資金運用を行う上で必要な手続き・方針を定めることによって、当該組織の金融資産を安全かつ健全に管理し、資産の適切な保全を図るために必要なものであり、担当者の判断の拠り所になるものでもある。</p> <p>確かに、出雲空港ターミナルビル(株)は金融資産としては預金を保有しているのみであり、この点のみを考慮すれば資金運用規定制定の必要性はさほど高くないとも言える。しかし、預金のみを持ち続けるにしてもペイオフの対策を考える必要があり、さらに今後会社を取り巻く状況の変化に伴い他の金融資産で資金を運用する可能性がないとは言えない。そのような状況に直面した際にどのような方針及び手続を経るかを</p>				<p>（港湾空港課）</p> <p>出雲空港ターミナルビル株式会社において、ペイオフ対策を含めた「債権等運用管理規程」を制定し、平成 27 年 6 月 12 日に施行した。</p>
No.	3	部局名	港湾空港課																													
概要	資金運用規定の制定が望ましい。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されていない																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	意見																															
<p>出雲空港ターミナルビル(株)は、措置状況において、多様な資金運用をすることは想定していないため資金運用規定の制定は行わないとしているが、これが資金運用規定を制定しない理由にはならない。そもそも資金運用規定は、組織が資金運用を行う上で必要な手続き・方針を定めることによって、当該組織の金融資産を安全かつ健全に管理し、資産の適切な保全を図るために必要なものであり、担当者の判断の拠り所になるものでもある。</p> <p>確かに、出雲空港ターミナルビル(株)は金融資産としては預金を保有しているのみであり、この点のみを考慮すれば資金運用規定制定の必要性はさほど高くないとも言える。しかし、預金のみを持ち続けるにしてもペイオフの対策を考える必要があり、さらに今後会社を取り巻く状況の変化に伴い他の金融資産で資金を運用する可能性がないとは言えない。そのような状況に直面した際にどのような方針及び手続を経るかを</p>																																

<p>会社内部のルールとして明文化しておくことは必要であると考えられる。</p> <p>今回のヒアリングでは、資金運用を行うことになれば社長決裁後取締役 役に報告することになっているとの回答を得たが、そのような内部の判 断過程及び承認手続きが存在するのであれば、その手続きを明文化して おくことが望ましい。</p> <p>会社の実情に応じた資金運用規定の制定について検討していただき たい。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>4</td> <td>部局名</td> <td>港湾空港課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">資金運用規定の制定が望ましい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されていない</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">指摘事項</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>石見空港ターミナルビル(株)は、出雲空港ターミナルビル(株) 同様、 措置状況において多様な資金運用をすることは想定していないため資金 運用規定の制定は行わないとしているが、出雲空港ターミナルビル(株) と異なり、預金及び国債のみならず株式まで保有している。にもかかわ らず、多様な資金運用をすることを想定していないというのは理解でき ない。また、前回の監査報告書において、「リスクの少ない効率的な運 用を行う」という資産運用方針が記載されていることと、今回株式を保 有しているという点で矛盾を感じざるを得ない。確かに株式を保有す ることがそのままハイリスクにつながるものではないが、株式は一般的に リスク資産と言われるように、国債等とは異なり、元本回収が保証され ない金融資産である。</p> <p>今回のヒアリングでは、昨年 6 百万円の ANA 株を購入したが、あく までも株主優待券での出張利用が目的であり株の売買目的ではないこ と、また定例取締役会で報告もしているとの回答を得たが、売買目的 であろうが株主優待目的であろうが株式というリスク資産に投資して いることに何ら変わりはない。また、定例取締役会に報告しているとは いえ、事後の手續に過ぎない。6 百万円という金額は、石見空港ター ミナルビル(株)の財政状態及び経営成績に照らして決して僅少な金額 ではない。</p> <p>資産運用の重要性を認識し、根本的な資金運用の方針並びに資金運 用にあたっての事前・事後の手續を明確にし、社内ルールとしての資金 運用規定を制定していただきたい。</p> </td> </tr> </table>				No.	4	部局名	港湾空港課	概要	資金運用規定の制定が望ましい。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されていない			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	指摘事項			<p>石見空港ターミナルビル(株)は、出雲空港ターミナルビル(株) 同様、 措置状況において多様な資金運用をすることは想定していないため資金 運用規定の制定は行わないとしているが、出雲空港ターミナルビル(株) と異なり、預金及び国債のみならず株式まで保有している。にもかかわ らず、多様な資金運用をすることを想定していないというのは理解でき ない。また、前回の監査報告書において、「リスクの少ない効率的な運 用を行う」という資産運用方針が記載されていることと、今回株式を保 有しているという点で矛盾を感じざるを得ない。確かに株式を保有す ることがそのままハイリスクにつながるものではないが、株式は一般的に リスク資産と言われるように、国債等とは異なり、元本回収が保証され ない金融資産である。</p> <p>今回のヒアリングでは、昨年 6 百万円の ANA 株を購入したが、あく までも株主優待券での出張利用が目的であり株の売買目的ではないこ と、また定例取締役会で報告もしているとの回答を得たが、売買目的 であろうが株主優待目的であろうが株式というリスク資産に投資して いることに何ら変わりはない。また、定例取締役会に報告しているとは いえ、事後の手續に過ぎない。6 百万円という金額は、石見空港ター ミナルビル(株)の財政状態及び経営成績に照らして決して僅少な金額 ではない。</p> <p>資産運用の重要性を認識し、根本的な資金運用の方針並びに資金運 用にあたっての事前・事後の手續を明確にし、社内ルールとしての資金 運用規定を制定していただきたい。</p>				<p>(港湾空港課)</p> <p>石見空港ターミナルビル株式会社 において、資金運用規程等を策定し ていくことで、平成 27 年 6 月 2 日 の取締役会において承認された。 今後は年内をめどに、諸規定の改 定と合わせ、運用規程について取締 役会にて制定していく。</p>
No.	4	部局名	港湾空港課																													
概要	資金運用規定の制定が望ましい。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されていない																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	指摘事項																															
<p>石見空港ターミナルビル(株)は、出雲空港ターミナルビル(株) 同様、 措置状況において多様な資金運用をすることは想定していないため資金 運用規定の制定は行わないとしているが、出雲空港ターミナルビル(株) と異なり、預金及び国債のみならず株式まで保有している。にもかかわ らず、多様な資金運用をすることを想定していないというのは理解でき ない。また、前回の監査報告書において、「リスクの少ない効率的な運 用を行う」という資産運用方針が記載されていることと、今回株式を保 有しているという点で矛盾を感じざるを得ない。確かに株式を保有す ることがそのままハイリスクにつながるものではないが、株式は一般的に リスク資産と言われるように、国債等とは異なり、元本回収が保証され ない金融資産である。</p> <p>今回のヒアリングでは、昨年 6 百万円の ANA 株を購入したが、あく までも株主優待券での出張利用が目的であり株の売買目的ではないこ と、また定例取締役会で報告もしているとの回答を得たが、売買目的 であろうが株主優待目的であろうが株式というリスク資産に投資して いることに何ら変わりはない。また、定例取締役会に報告しているとは いえ、事後の手續に過ぎない。6 百万円という金額は、石見空港ター ミナルビル(株)の財政状態及び経営成績に照らして決して僅少な金額 ではない。</p> <p>資産運用の重要性を認識し、根本的な資金運用の方針並びに資金運 用にあたっての事前・事後の手續を明確にし、社内ルールとしての資金 運用規定を制定していただきたい。</p>																																
<p>VI 平成 21 年度監査について</p> <p>1 債権の管理・回収について</p> <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>1</td> <td>部局名</td> <td>審査指導課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">適切かつ効率的な貸付金回収業務の実施のためには、「貸付 金管理回収業務」を一括して総務課(予算主管課)で行うなど、</td> </tr> </table>				No.	1	部局名	審査指導課	概要	適切かつ効率的な貸付金回収業務の実施のためには、「貸付 金管理回収業務」を一括して総務課(予算主管課)で行うなど、			<p>(審査指導課)</p> <p>所属の未収金債権の適切な管理や 早期回収に向け、新たに次の事項に</p>																				
No.	1	部局名	審査指導課																													
概要	適切かつ効率的な貸付金回収業務の実施のためには、「貸付 金管理回収業務」を一括して総務課(予算主管課)で行うなど、																															

担当課の抜本的な見直しも検討すべきである。		取り組んだ。	
現監査人の見解		①今後の未収金回収の推進に係る全庁的な取組方策の各部局等への通知と説明	
是正済みか否か	是正されている	②毎月末の未収金データの各部局等への提供	
今後の改善の余地	あり	③債権管理初動対応マニュアルの作成及び周知	
指摘事項・意見区分	意見		
<p>島根県は、平成22年7月に、全庁的に債権管理の適正化を推進するために、「島根県債権管理会議」を設置した。そして、同会議の主導のもと、各所属の債権管理体制の強化や債権回収業務の外部委託、債権管理マニュアル等の策定、弁護士の指導・助言を得るための法律相談事業等を実施し、債権の現在額を平成22年度から平成25年度までで44億1200万円削減した。</p> <p>しかし、島根県は、平成25年度末において、依然として568億6100万円（うち未収金19億5600万円）もの多額の債権を有しており、より効率的、効果的な債権回収に向けた見直し等が必要と思われる。</p> <p>また、島根県出納局が未収金を有する各所属に対して実施した平成26年8月及び11月のヒアリング調査によれば、①全ての未収金回収業務を一元化することについては、「完納まで生活指導が付随しており、一元化による機能的な回収は不可」、「債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要で一元化は不可」、「基本的に経済状況が厳しい人に貸し付けており、一元化しても回収困難」などの理由により、反対の意見が趨勢であった。また、②未収金のうち回収困難案件のみ一元化することについては、「完納までの生活指導が付随していることや、債務者のプライバシーに慎重な配慮が必要」などの反対意見がある一方で、「所属での交渉が困難（県外在住者、破産者、クレーム等）であり、一元化か外部委託が望ましい」など賛成する所属もあった。</p> <p>以上のとおり、現時点では、島根県において債権回収業務の一元化を図ることには、回収業務に生活指導的要素が介在しており両者を切り離すことが望ましくないことや、債務者のプライバシーに係る問題があること、一元化しても回収困難が予想されることなど、解決すべき様々な課題があり実現可能性がないと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、島根県においては、引続き、「島根県債権管理会議」主導のもと、各所属の債権回収業に対する支援、指導を充実させ、より効率的、効果的な債権回収に向けた取り組みを継続されたい。</p>			
No.	2	部局名	政策企画監室
概要	業務点検委員会における検討資料として「事情聴取録」を用いるべきである。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
		<p>(政策企画監室)</p> <p>多様な案件があり、画一的な発動基準を設けることは困難であるが、案件が発生した場合には過去の事案との整合性にも留意しながら、適切に対応する。</p>	

<措置内容について>

業務点検委員会はH20年5月の医療現場の採血用器具の不適切使用事案の対応についてできた委員会であり、設置要綱によれば、「県民生活に直結する問題等に適切に対応するため、県庁内各部の業務（既に危機管理体制を整備しているものを含む。）を点検し、必要な改善措置を講ずるため」設置することとなっている。具体的には、行政内部において自主的に、二度と同じようなミスや不適切な業務執行によって県民に迷惑をかけることのないよう、原因を究明して再発防止策を講ずることを目的としている。

構成員は、知事を委員長、副知事を副委員長とし、教育庁や会計管理者を含む部局長で構成されている。つまり、県の最高レベルのメンバーを集めた会である。召集の判断は知事又は副知事がすることとなっている。

また、「作業部会」は実際の点検作業を行うためのもので、政策企画監（政策）を部会長に秘書、広聴広報、人事、財政の各課長その他で構成される。

「事情聴取録」は、人事課が行う、処分を決定するための取調べ記録のようなものである。業務点検委員会が開催されるケースでは、人事課とは別に、業務点検委員会も個別で聞き取りを行うことになる。また、「業務点検委員会（作業部会）には「事情聴取録」を作成した人事課を所管する総務部長（作業部会においては人事課長）も構成員として参画している」ことは県の資料で確認した。

<業務点検委員会について>

業務点検委員会について、留意いただきたい点がある。それは、発動基準が明確でないことである。「県民生活に直結する問題」で全庁的に対応が必要なもの、というのが県の説明であるが、曖昧である。基準が曖昧であれば、最終的には知事判断となり、知事が不要と判断すれば開催しないことになる。

発動基準を可能な限り明確にすることが望まれる。

No.	3	部局名	出納局、財政課
概要	出納局、財政課、監査委員監査それぞれが求める債権の報告資料を統合すべきである。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
現物を見たところ、措置の記述にある通り、債権管理簿と決算統計「12表」は数値の共通化は図られ、数値も適正に転記されているが、その転記は手作業で行われている。また、転記作業の正確性のチェックも、依然として紙ベース（マンパワー）であり、担当者二人で主、副の担当を			

(出納局、財政課)

現在、総務省が進めている地方公会計整備等を踏まえ、費用対効果に十分留意しながら、データ連動の要否を検討する。

<p>決めてチェックされている。</p> <p>システムの連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつながる。国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書のデータの連動を進めることが望まれる。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>4</td> <td>部局名</td> <td>農業経営課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">事後検証を意識した資料保管に努めるべきである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されている</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>事後検証は、当該業務が適切に行われたかを第三者が検証するものであり、島根県もあらゆる形で組織内部において事後検証を行っている。この際に検証の拠り所になるのは実際に業務で使用した根拠資料である。この資料がなければ事後検証による業務の有効性及び効率性の確認が著しく困難となる。さらにこのような根拠資料は、事後検証のみに必要なものではなく、島根県のように人事異動が頻繁に行われるような組織においては、後任者の判断の拠り所になるものであり、後任者ひいては組織全体の業務の効率性にもかかわるものである。</p> <p>平成 20 年度以降の補助事業においては、事業実施後 3 年間は写真の提出等を含めた実施状況報告書の提出を義務付け、事前申請書類等も含めて書類の保存を行っている。今回の監査も事後検証にあたるものであるが、必要書類はすべて順序立てて保管されており、前回の監査に対する措置状況に問題はなかった。なお、担当者がそれぞれの業務を適切に行うためにも、さらに事後検証をより効果的かつ効率的に行うためにも、業務上必要な書類や手続を定めた内部のチェックリストを用いることを検討していただきたい（【23-05】参照）。</p> </td> </tr> </table>				No.	4	部局名	農業経営課	概要	事後検証を意識した資料保管に努めるべきである。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されている			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>事後検証は、当該業務が適切に行われたかを第三者が検証するものであり、島根県もあらゆる形で組織内部において事後検証を行っている。この際に検証の拠り所になるのは実際に業務で使用した根拠資料である。この資料がなければ事後検証による業務の有効性及び効率性の確認が著しく困難となる。さらにこのような根拠資料は、事後検証のみに必要なものではなく、島根県のように人事異動が頻繁に行われるような組織においては、後任者の判断の拠り所になるものであり、後任者ひいては組織全体の業務の効率性にもかかわるものである。</p> <p>平成 20 年度以降の補助事業においては、事業実施後 3 年間は写真の提出等を含めた実施状況報告書の提出を義務付け、事前申請書類等も含めて書類の保存を行っている。今回の監査も事後検証にあたるものであるが、必要書類はすべて順序立てて保管されており、前回の監査に対する措置状況に問題はなかった。なお、担当者がそれぞれの業務を適切に行うためにも、さらに事後検証をより効果的かつ効率的に行うためにも、業務上必要な書類や手続を定めた内部のチェックリストを用いることを検討していただきたい（【23-05】参照）。</p>				<p>(農業経営課)</p> <p>企業の農業参入を促進する補助金について、補助金交付申請時・実績報告時に必要な書類のチェックリストや、補助金交付申請の際の内容審査用のチェックリストを、平成 27 年 4 月に作成し、運用を開始した。</p>
No.	4	部局名	農業経営課																													
概要	事後検証を意識した資料保管に努めるべきである。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されている																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	意見																															
<p>事後検証は、当該業務が適切に行われたかを第三者が検証するものであり、島根県もあらゆる形で組織内部において事後検証を行っている。この際に検証の拠り所になるのは実際に業務で使用した根拠資料である。この資料がなければ事後検証による業務の有効性及び効率性の確認が著しく困難となる。さらにこのような根拠資料は、事後検証のみに必要なものではなく、島根県のように人事異動が頻繁に行われるような組織においては、後任者の判断の拠り所になるものであり、後任者ひいては組織全体の業務の効率性にもかかわるものである。</p> <p>平成 20 年度以降の補助事業においては、事業実施後 3 年間は写真の提出等を含めた実施状況報告書の提出を義務付け、事前申請書類等も含めて書類の保存を行っている。今回の監査も事後検証にあたるものであるが、必要書類はすべて順序立てて保管されており、前回の監査に対する措置状況に問題はなかった。なお、担当者がそれぞれの業務を適切に行うためにも、さらに事後検証をより効果的かつ効率的に行うためにも、業務上必要な書類や手続を定めた内部のチェックリストを用いることを検討していただきたい（【23-05】参照）。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>5</td> <td>部局名</td> <td>出納局、財政課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">債権残高報告の様式を統一することで効率化を図るべきである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されていない</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>【21-21】と同様であるが、医療政策課の所管する H25 年度末に債権残高のある個別の看護学生修学資金のうち、以下の 4 件について、債務者の状況変化の確認と更新等の正確性を見るため、それぞれ右側の証憑との突合を行ったところ、特に問題となる事項は発見されなかった。</p> <p>「H17-看 8」返還免除申請書、当初の貸与申請書（添付書類を含む）</p> <p>「H15-看 8」在職証明書</p> </td> </tr> </table>				No.	5	部局名	出納局、財政課	概要	債権残高報告の様式を統一することで効率化を図るべきである。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されていない			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>【21-21】と同様であるが、医療政策課の所管する H25 年度末に債権残高のある個別の看護学生修学資金のうち、以下の 4 件について、債務者の状況変化の確認と更新等の正確性を見るため、それぞれ右側の証憑との突合を行ったところ、特に問題となる事項は発見されなかった。</p> <p>「H17-看 8」返還免除申請書、当初の貸与申請書（添付書類を含む）</p> <p>「H15-看 8」在職証明書</p>				<p>(出納局、財政課)</p> <p>前記 No. 3 と同じ。</p>
No.	5	部局名	出納局、財政課																													
概要	債権残高報告の様式を統一することで効率化を図るべきである。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されていない																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	意見																															
<p>【21-21】と同様であるが、医療政策課の所管する H25 年度末に債権残高のある個別の看護学生修学資金のうち、以下の 4 件について、債務者の状況変化の確認と更新等の正確性を見るため、それぞれ右側の証憑との突合を行ったところ、特に問題となる事項は発見されなかった。</p> <p>「H17-看 8」返還免除申請書、当初の貸与申請書（添付書類を含む）</p> <p>「H15-看 8」在職証明書</p>																																

<p>「H21-看11」在職証明書</p> <p>「H23-特看 6」就職の届出（貸与規則22条 9 号、添付書類を含む）</p> <p>現物を見たところ、措置の記述にある通り、数値の共通化は図られ、数値は適正に転記されているが、すべて手作業である。【21-21】と同様に、システムの連携ができれば転記ミスをなくし、効率化にもつながる。国の公会計制度の動向を見ながら、決算統計と債権現在額報告書のデータの連動を進めることが望まれる。</p>							
<p>新たに発見した事項について</p>							
対象部局名		医療政策課					
指摘事項・意見区分		意見					
<p>今回サンプルとして証憑との突合を行った 4 件のうち 1 件で、県のミスによって看護学生修学資金の返還義務が免除される要件である、指定された医療機関（以下、指定機関と称す）での勤務の継続が途切れてしまい、県が修学資金の一部返還を求めざるを得なくなったケースがあった。</p> <p>看護学生修学資金貸与規則によると、指定機関において引き続き 5 年間で、看護職員の業務に従事したときは債務の全部を免除するとなっている。指定機関は貸与時の規則で判断される。このケースは、県立の指定機関に 3 年間従事した後、現在の規則では指定機関の条件を満たすものの、貸与時の規則では指定機関でなかった県立の他の医療機関に人事異動で転勤となり、返還免除の要件を満たさなくなったものである。</p> <p>このケースが問題なのは、県の人事異動による転勤が原因であること、本人は、返還義務が気になったので人事異動の際に、県に確認したが、県は転勤先も指定機関であるから問題ないとの回答をしたことである。</p> <p>今後、このような返還義務が生じる事例は条件的に可能性がないとのことだが、今回の事例は県のミスにより、本来払わなくてもよい金銭を県に対し支払わせることとなった、本来であれば訴訟の対象となってもおかしくない事例であり、県行政の信用の失墜も懸念された事例である。これを教訓に、奨学金事務に限らず全ての部署が、県民、職員への債権については、独断での判断をせず上司に確認するなど慎重に対応し、運用の改善を図ることを期待する。</p> <p>医療政策課においては、過去の監査で好事例とされた農業大学の奨学金債権管理マニュアルを基に、スケジュール表などの形で手続きに誤りがないよう奨学金債権管理ノウハウの共有化が図られているのであるから、その運用の徹底を図っていただきたい（【21-12】参照）。</p>							
<p>(医療政策課)</p> <p>平成 27 年度時点で指定機関への就業による返還猶予を行っている貸与生は全て平成 16 年の規則改正後の貸与生であり、今回と同じケース（平成 16 年の規則改正に起因する事務処理ミス）が生じる可能性はない。</p> <p>今後も、転職等による指定機関の問い合わせがあった場合には、複数の職員で当該貸与生の就業状況及び適用規則条文等を確認した上で回答するなど、誤った教示により貸与生に不利益を与えることのないよう対応する。</p> <p style="text-align: center;">(審査指導課)</p> <p>本年 6 月の会計事務研修において、債権管理に関し判断が困難な事案等は、上司に相談するなど、より慎重に対応するよう指導した。</p>							
<p><b>VII 平成 22 年度監査について</b></p> <p style="text-align: center;"><b>ヒューマンリソースの育成及び評価、それらの双方向性について</b></p>							
No.	1	部局名	学校企画課				
概要	人事評価結果の処遇等への活用の有り方について検討すべきである。						
<p>(学校企画課)</p> <p>教職員の人事評価結果の処遇への反映方法について、知事部局の動向</p>							

現監査人の意見				や他の都道府県教育委員会の状況等を注視しながら、引き続き調査、研究、検討していく。
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>前監査人の指摘を受けて、島根県は、平成23年、教育庁内にワーキンググループ等を設け、教育現場の実態に応じた評価結果の活用の有り方や教職員のモチベーションの向上に向けた評価結果の活用の有り方、評価制度の公平性の確保等について検討を行った。</p> <p>検討の結果、教諭から管理職・主幹教諭への昇任選考や県教育委員会から派遣する研修者等の人選等に評価結果を活用することを決定し、平成 24 年から実際に評価に反映している。</p> <p>教職員以外の職員の人事評価結果の処遇への反映状況については、知事部局において、管理職の管理職手当に評価結果が反映されるようになっている。ただし、知事部局においても、一般職員の給与等に人事評価結果を反映するところまでには至っていない。</p> <p>職員の給与に人事評価結果を反映させることには、反映方法の透明性、公平性等を確保しなければならないなど難しい問題がある。ただでさえ評価の難しい教育職においては、特に、人事評価結果を給与等へ反映することについて慎重な検討が求められる。</p> <p>現在は、地方公務員法の改正（H28年4月）に向けて、人事評価をどう活用するかを検討を引き続き行っている。</p> <p>地方公務員法の改正では、人事評価と処遇の関係について、能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということが法律に明記されている。</p> <p>したがって、教職員の人事評価結果の処遇への反映方法について、地方公務員法改正の動向や他の都道府県の状況等を注視しながら、引続き調査、研究、検討されることを期待する。</p>				
No.	2	部局名	学校企画課	(学校企画課)  平成 26 年 11 月の県立学校長会において、時間外勤務の縮減に向けた具体的な取組例を示し、特に部活動の指導に関する負担軽減、校内での会議の効率化について、具体的なポイントを示して取組みを促した。同時に他県の先進的な取組みを紹介し、幅広い観点から校内体制の改善やワークライフバランスの推進による勤務時間の適正化に取り組むよう求めた。  今後も、平成 26 年度から全ての県立学校に導入された「校務支援シス
概要	教職員の勤務時間管理手法を検討すべきである。			
現監査人の意見				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>前回監査後、島根県は、「教育職員勤務時間適正化プラン（ガイドライン）」を策定して、教職員の勤務時間の適正化に向けた取り組みを始めた。具体的には、校務・業務の効率化や ICT 化（教職員用ネットワークの整備等）による事務負担の軽減や、学校行事・事業の点検、年次有給休暇等の取得促進、勤務環境の整備、心身の健康の保持増進（統括衛生委員会の設置）に向けた取り組みである。</p> <p>平成24年には、「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定した上で、各県立学校長に通知し、教職員の時間外勤務の縮減に向け</p>				

た具体的な取り組みを促している。

こうした取組の成果について平成25年にアンケート調査を行った結果、長時間労働者（月に100時間を超える時間外労働をした教育職員）について、平成24年度に比べて「増えた」と回答した学校が5校あるのに対して、「減った」と回答した学校は14校にのぼり、一定の成果を上げている。ただ、「特に変化なし」と回答した学校が36校あるなど、さらなる取り組みの促進が必要である。ノー残業デーを設けるなどの時間外勤務の縮減に向けた取り組みを「している」と回答した学校は23校であるのに対し、「していない」と回答した学校は32校あるなど、時間外勤務の縮減に向けたさらなる取り組みが必要である。

また、年次有給休暇取得促進のための取組を「している」と回答した学校は34校であり、取組を「していない」と回答した学校（20校）を上回っており、一定の成果を上げている。

以上のとおり、「教育職員勤務時間適正化プラン」等による取組により、教職員の時間外勤務の縮減や有給休暇取得促進について一定の成果が出ているものの、特に時間外勤務については、取組方法の改善等を含めて、さらなる取り組みの促進が必要と思われる。教職員の長時間労働は、教職員の注意力を減退させ、学校事故を引き起こす危険性があるばかりか、教職員自身の心身を蝕む危険性もある。

したがって、島根県に対しては、教職員の勤務時間の適正化等（組織体制の見直しや学校事務のさらなる効率化等による時間外勤務の縮減や有給休暇の取得の促進）に向けたさらなる改善を求める。

テム」の活用を進めながら校務の効率化を図るとともに、管理職を通じて時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進について働きかけていく。

No.	3	部局名	学校企画課・情報政策課
概要	パソコン代替機の適正な管理・運用に努めるべきである。		
現監査人の意見			
是正済みか否か	是正されている		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
<p>パソコンの代替機については、平成24年度から、知事部局及び教育委員会ともに島根県情報政策課が貸出業務を行っている。島根県情報政策課は、貸出パソコン管理規程を策定し、その規定に基づいて、パソコン代替機の貸出しを行っている。</p> <p>また、平成25年7月から、パソコン代替機の管理・運用を業者に委託している。島根県は、貸出パソコン管理規程に規定する業務のうち、①貸出パソコンの管理、②貸出パソコンの鍵付の保管庫でパソコン代替機を保管している。代替パソコン1台1台に管理番号シールが添付されており、管理台帳上の番号と照合することで、貸出状況等が適切に把握できるようになっている。貸出状況等については、毎月、業者に報告させている。パソコン代替機の詳細については消去してから返却してもらうようにしており、業者の方でも消去を確認している。</p>			

(学校企画課・情報政策課)

平成27年2月16日付けで貸出パソコン管理規程を改正し、管理台帳により貸出パソコンの貸出・保管状況の管理をする旨を明記した。

今後も、パソコン代替機の適正な管理・運用に努める。

<p>また、パソコン代替機の現物確認についても、島根県情報政策課の職員 2 人で年に 2 回程度現地に赴き、直接確認している。</p> <p>したがって、島根県においては、貸出パソコン管理規程に基づき、効率的、経済的な貸出運用が行われており、また、現物確認も適切に実施されているものと好評価できる。</p> <p>ただし、貸出パソコン管理規程には、管理台帳を備え置いて代替機を管理する旨の規定がない。代替機の適切な管理のためにも、貸出パソコン管理規程に管理方法について明記するなどのさらなる改善を求める。</p>				
<p><b>Ⅷ 平成 23 年度監査について</b></p> <p><b>国の経済対策に伴い造成した基金について</b></p>				
No.	1	部局名	しまねブランド推進課	<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>概算払いについては、同様の業務に対する履行実績等も見ながら慎重に判断を行っている。</p> <p>また、一括払いは行わず、履行状況等を確認しながら、必要に応じ数回に分けて支払いを行っている。</p> <p>(審査指導課)</p> <p>平成 27 年 6 月の会計事務研修において、概算払いを行う場合は、その必要性を十分検討して判断するよう指導した。</p>
概要	回収が困難な返納未納金の発生を未然に防止することが必要である			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>この未収金については、現在も未収のままとなっている。会社は休眠状態であり、事業開始の目途も全く立っていないため、この未収金を回収することは困難であろう。</p> <p>他方で、しまねブランド推進課としては業務委託費を、概算払いする際に、決算書等でこの会社が債務超過の状態にあることを認識し得たが本人にやる気があったことや、3 年スパンの契約であり、将来への期待もあって概算払いを実施した。</p> <p>しかし、概算払い（地方自治法 232 条の 5 ②）は、ただ単に受託者からの概算払いの要望が強いという理由だけでは概算払いをすべきでなく、委託内容、性質等から個別的にその必要性を十分検討した上で判断し、概算払いの金額、支払時期等を決定することとされており、慎重な運用が求められている。</p> <p>したがって、前記事例においては、当該会社が債務超過の状態にあった以上、概算払いの金額、時期について、例えば、全額を一括で支払うのではなく、四半期ごとに経営状況等を把握しながら支払うなどの工夫が必要であったと考えられる。</p> <p>なお、島根県においては、引き続き、業務委託費支給の必要性、相当性を慎重に検討するとともに、業務委託費の概算払いを実施する場合には、概算払いの必要性や概算払いの金額、支払時期等を慎重に検討した上で実施するなどして、概算払金の精算に際して回収困難な未収金が発生しないよう取組みを継続されることを求める。</p>				
No.	2	部局名	青少年家庭課	
概要	補助金交付の際の申請書類の入手及び保管に不備がある		<p>(青少年家庭課)</p> <p>事務処理の効率性と適正な実施の</p>	

現監査人の見解		双方の観点から、チェックリストを作成するものと、チェック項目が少ないなど作成の必要がないものを分類し、補助事業の検証にチェックリストが有用なものについては、補助金ごとに作成し、資料の適切な保管に努める。
是正済みか否か	是正されている	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	
<p>補助金交付の際には、補助対象事業者間の公平を期すためにも交付要綱に沿った事前の書類の入手及び適切な事前審査が不可欠であり、また、事後検証のためにも必要書類の保管は徹底されていなければならない。</p> <p>今回の監査において、補助金交付申請にかかる一連の資料及び実績報告書を確認したところ、前回指摘のあった工事費等の見積詳細内訳の入手及び保管状況はもとより、金額の算定根拠も含めた資料や実績報告書などの保管状況も良好であった。</p> <p>しかし、補助金交付申請以前に各担当者が補助金交付に関する申請書の下書チェックを行うチェックリストが存在するはずであるが、一部紛失していることが判明した。該当補助金に対する他の一連の資料を閲覧したところ特に問題はなかったが、行った業務の証跡を示すチェックリストは事後検証のためにも、また当該業務を引き継ぐ後任者が効率的に業務を行うためにも必要である。各担当者により資料入手の漏れあるいは判断の相違が生じないよう独自にチェックリストを作成し活用している点は大いに評価できる点ではある。このチェックリストをさらに有効なものとするためにも再度資料の適切な保管に努めていただきたい。</p>		
<b>IX 平成 24 年度監査について</b> 出資等法人に関する財務事務について <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券及び預金の資産管理の問題点</li> <li>・指定管理者制度に関する制度の整備・運用状況</li> </ul>		
No.	1	部局名 人事課
概要	出資等法人の預金運用に関し、ペイオフ対策を徹底すべきである	
現監査人の見解		
是正済みか否か	是正されている	
今後の改善の余地	あり	
指摘事項・意見区分	意見	
<p>島根県は、前回監査の指摘を受け、平成25年8月5日付人事課長「債券等運用規程に定める主な項目」において、資金運用における基本的な考え方や債券等運用規程に定めるべき主な項目を例示し、各外郭団体に通知している。この通知の中には、ペイオフ対策に係る条項も含まれており、この点では前回監査の指摘に沿った措置がなされているといえる。</p> <p>また、毎年17団体については島根県が自ら経営評価をしており、その経営評価前のヒアリングで規定の運用状況について確認している。さらに、各外郭団体の資産運用担当者を集めて平成25年11月には外部講師による資金管理に関する研修会を開催して資産運用規定作成の必要性を周知している。</p>		
(人事課) 各団体の規程を人事課に集約することにより、可能な範囲において情報の有効活用ができる体制とした。		

しかし、今回の監査において外郭団体の資産運用規定を確認したところ、いまだに規定の内容が不十分であったり（【24-19】、【24-51】参照）、そもその規定自体が作成されていないケース（【20-24】、【20-25】参照）も見受けられた。

島根県が出資等の財政援助を行っている外郭団体の資産は、全てではないにしろ県民の税金がその源泉となっているものがあるはずであり、その資産が適切に保全され、どのように運用されるかは県民の大きな関心事である。

各外郭団体はもとより、島根県としても資産保全の重要性を自覚し、今後も各外郭団体がそれぞれの実態に応じた自主的かつ健全な資産運用規定を作成するよう継続して指導・関与していく必要がある。

No.	2	部局名	財政課
概要	出資等法人の余剰資金の活用に向けて資金を共同運用する体制を検討すべきである。		
現監査人の見解			
是正済みか否か	是正されていない		
今後の改善の余地	あり		
指摘事項・意見区分	意見		
<p>指摘時点で、監査対象となった22団体（出資等法人、以下法人と称す）の金融資産合計は580億円余りである。事業投資や県財政への還流、金融資産のままでの運用など、形態を問わず、この資産を最大限に有効活用するにはどうすればよいか、を考えた際に、①金融資産のままより高い運用益を上げつつ、②県債という形で県財政に還流させよう、という2つの目的を同時に達成できるように提言されたのがこの指摘である。確かに、①の面だけを考えると、県の措置内容にもあるように、島根県債での運用を基本とする限り、運用委託料に見合った運用益を上げることは難しいかもしれず、個々の法人が現状通り自前でポートフォリオを組み、個別に運用を行い、運用益で管理費を賄うという選択も致し方ないものとする。</p> <p>しかし、②の面ではどうであろうか。個々の法人に運用を任せれば、県債の引き受けという選択肢は他の運用方法と同列になり、県財政への寄与ができない。</p> <p>県は措置内容のような回答をする以上は、この580億円の有効活用に向けて創造的な解決案を提示する必要がある。</p> <p>この点、監査で財政課に確認をしたところ、以下のような考えを聞くことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 寄付の依頼</li> <li>ii) 法人への県債引き受けのお願い、発行情報の提供</li> <li>iii) 県との共同事業の実施（県事業への資金提供）</li> </ul> <p>i) はH24年度監査の中でも出ている考えであり、効果は大きい種々</p>			

(財政課)

県事業を実施する際には、関連する出資等法人とよく連携し、協力しながら取り組むこととし、現在実施している以下の取組みについて、今後も継続して行っていく。

①出資等法人の安定的な資金運用の観点から、島根県債を円滑に購入できるように、法人に対する島根県債に関する情報提供などのサポート

②出資等法人の実情を踏まえ、県と出資等法人が密接に連携して行う県事業について、法人に一部負担を求める。

<p>の障害があり実現可能性は低い。</p> <p>ii) は県からの発行情報の提供を受け、数団体で島根県債の購入を行った実績がある。県としては今後も外郭団体に対し、発行情報の提供や県債の購入を働きかけていく。</p> <p>iii) に関しては、H24 年の報告書の中にはないアイデアであり、県が行う委託、補助、貸付などの逆パターンで、県事業に法人の資金を活用するもので取組事例も見られる。効果は高いと思われるし、県と一体となった戦略投資であれば、投資機会に乏しく資金を守っているような法人にも行動を促せると思われるので、より範囲を広げて引き続き取り組んで欲しい。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>3</td> <td>部局名</td> <td>地域政策課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">公益財団法人しまね海洋館は、有価証券運用を明文化すべきである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されている</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> <tr> <td>指摘事項・意見区分</td> <td colspan="3">意見</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>今回の監査において「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程（以下、規程）」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱（以下、要綱）」を確認したところ、運用可能な金融商品は明文化されており、前回監査の措置状況としては問題ないと判断した。ただし、要綱のなかで「運用に係わる金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、事務局に適切な措置を講じさせなければならない」となっているが、この措置を講じた場合に確実に次回定例理事会に報告できるよう、取り扱いを明記することが望ましい。</p> <p>また、投資の期間については規程及び要綱のなかでは明文化しておらず、指定管理者であるため内部的なルールとして指定期間を超えない運用をするようにしているとのことであり、この点については合理的と考えられるが、今後担当者が変わった場合に利率が有利であるという理由だけで長期投資に手を出す担当者もいるかもしれない。よって、取り扱うことのできる金融商品の運用期間も上記要綱に明記することが望ましいのではないかと考える。</p> </td> </tr> </table>				No.	3	部局名	地域政策課	概要	公益財団法人しまね海洋館は、有価証券運用を明文化すべきである。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されている			今後の改善の余地	あり			指摘事項・意見区分	意見			<p>今回の監査において「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程（以下、規程）」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱（以下、要綱）」を確認したところ、運用可能な金融商品は明文化されており、前回監査の措置状況としては問題ないと判断した。ただし、要綱のなかで「運用に係わる金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、事務局に適切な措置を講じさせなければならない」となっているが、この措置を講じた場合に確実に次回定例理事会に報告できるよう、取り扱いを明記することが望ましい。</p> <p>また、投資の期間については規程及び要綱のなかでは明文化しておらず、指定管理者であるため内部的なルールとして指定期間を超えない運用をするようにしているとのことであり、この点については合理的と考えられるが、今後担当者が変わった場合に利率が有利であるという理由だけで長期投資に手を出す担当者もいるかもしれない。よって、取り扱うことのできる金融商品の運用期間も上記要綱に明記することが望ましいのではないかと考える。</p>				<p>(地域政策課)</p> <p>公益財団法人しまね海洋館において、監査人からの意見を踏まえた「公益財団法人しまね海洋館債権等管理運用規程」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日に施行した。</p>
No.	3	部局名	地域政策課																													
概要	公益財団法人しまね海洋館は、有価証券運用を明文化すべきである。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されている																															
今後の改善の余地	あり																															
指摘事項・意見区分	意見																															
<p>今回の監査において「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程（以下、規程）」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱（以下、要綱）」を確認したところ、運用可能な金融商品は明文化されており、前回監査の措置状況としては問題ないと判断した。ただし、要綱のなかで「運用に係わる金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、理事長は、事務局に適切な措置を講じさせなければならない」となっているが、この措置を講じた場合に確実に次回定例理事会に報告できるよう、取り扱いを明記することが望ましい。</p> <p>また、投資の期間については規程及び要綱のなかでは明文化しておらず、指定管理者であるため内部的なルールとして指定期間を超えない運用をするようにしているとのことであり、この点については合理的と考えられるが、今後担当者が変わった場合に利率が有利であるという理由だけで長期投資に手を出す担当者もいるかもしれない。よって、取り扱うことのできる金融商品の運用期間も上記要綱に明記することが望ましいのではないかと考える。</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>4</td> <td>部局名</td> <td>地域政策課</td> </tr> <tr> <td>概要</td> <td colspan="3">公益財団法人しまね海洋館は、ペイオフに関する規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">現監査人の見解</td> </tr> <tr> <td>是正済みか否か</td> <td colspan="3">是正されていない</td> </tr> <tr> <td>今後の改善の余地</td> <td colspan="3">あり</td> </tr> </table>				No.	4	部局名	地域政策課	概要	公益財団法人しまね海洋館は、ペイオフに関する規定の策定とペイオフ対策をすべきである。			現監査人の見解				是正済みか否か	是正されていない			今後の改善の余地	あり			<p>(地域政策課)</p> <p>公益財団法人しまね海洋館において、ペイオフ対策を含めた「公益財団法人しまね海洋館債権等管理運用規程」を制定し、平成 27 年 4 月 1 日に施行した。</p>								
No.	4	部局名	地域政策課																													
概要	公益財団法人しまね海洋館は、ペイオフに関する規定の策定とペイオフ対策をすべきである。																															
現監査人の見解																																
是正済みか否か	是正されていない																															
今後の改善の余地	あり																															

指摘事項・意見区分		意見		
<p>今回の監査において担当者にヒアリングを行ったところ、ペイオフの対策としては預け先の金融機関の状況を確認したりするのみで、特に預金を分散して預け入れる等は行っておらず、ペイオフに関する規定も未策定であるとのことであった。</p> <p>確かに、現在の状況下でペイオフ対策をすることに現実味が感じられないのは理解できるが、常に起こるべきリスクを想定しながら団体運営を行うことは重要なことであるため、安全を期してペイオフ対策の規定を財産管理運用規程や資金運用要綱に盛り込む必要がある。</p> <p>なお、この点について、しまね海洋館の担当者はペイオフ規定策定の意欲はあるものの、どのように規定を策定していいのかわからず不明であり他団体を参考にしたいとのことであった。このことについては、各団体がその実情に応じて自主的に決定すべきものではあるが、島根県としても各団体の資産運用規定を保有しているため、他の法人の事例を参考にしながらより積極的にコミュニケーションを図り、必要な指導を行えば、当該資産運用規定の問題のみならず、より効果的かつ効率的な外部団体の管理を行うことができるものと考えられる。</p>				
No.	5	部局名	文化国際課	(文化国際課) 公益財団法人しまね国際センターにおいて、平成 27 年 3 月 6 日付けで資産の管理・運用事務の取扱いについて明文化した。
概要	公益財団法人しまね国際センターは、有価証券のタイムリーな時価認識について仕組みを整備すべきである。			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>今回の監査では、上記措置の①から④の手続が実際に行われているかどうかの観点で監査を実施した。その結果、担当者が毎日債券市場の動向を注視するとともに適宜時価を確認し、通常の事務処理の中で必要事項については内部でコミュニケーションを図りながら有価証券の運用を行っており、必要な資料は保存されていることが確認できた。また、有価証券運用に関する決裁権者である理事長は週一回の勤務であるため、状況に応じて携帯電話で連絡しており、その際のやりとりも記録として残しており、前回監査の措置として問題はないと判断した。</p> <p>なお、平成25年度に規定を改正しペイオフ対策を盛り込んだほか、投資可能な外国債をAA→AAAにすることとし、より安全性を重視した規定にしている点でも評価できる。</p> <p>以上のように、当団体の有価証券管理体制に特に問題はないが、上記のような日常の事務処理については規定で明文化されていない。確かに日常の些細な事務処理まで規定に盛り込むのは難しいと考えられるため、担当者が変わった場合のためにも内部マニュアル等の形で残しておいていただきたい。</p>				

No.	6	部局名	保健体育課	(人事課) 前記N o. 1 と同じ。
概要	公益財団法人島根県体育協会は資産運用規程（案）を策定すべきである。			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されている			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>平成24年度の包括外部監査の指摘を受け、平成25年の5月に島根県体育協会に平成25年度内に規程を整備するよう通知しているが、平成27年1月現在において規定（案）自体は作成されているものの未だ施行に至っていない。今回の監査では「公益財団法人島根県体育協会資産運用規程（案）」を確認したところ、管理体制、運用方針、手続、緊急事態対応等必要な事項が網羅されており、他の部署の見本となる整備された規程となっていた。同様の指摘を受けた他の団体に比べて指摘への対応が遅れている点で問題はあるが、当協会の実情に応じた工夫がなされており対応状況としては問題ないと判断した。</p> <p>今後の対応としては、平成27年3月開催予定の理事会の決議を経て平成27年4月1日に施行予定とされている。</p> <p>島根県としても、このような好事例を情報として蓄積し、共有するような体制構築に努めていただきたい。</p>				
No.	7	部局名	農畜産振興課	(畜産課) 公益社団法人島根県畜産振興協会において、ペイオフ対策を含めた「資金運用管理規程」を制定し、平成27年3月27日に施行した。
概要	公益社団法人島根県畜産振興協会は、有価証券投資を行うのであれば詳細な運用規定を策定すべきである。			
現監査人の見解				
是正済みか否か	是正されていない			
今後の改善の余地	あり			
指摘事項・意見区分	意見			
<p>平成24年度の包括外部監査の指摘を受け、未だ案を作成している途中であり、資産運用規定の制定には至っていないのが現状である。今回の監査においてヒアリングしたところ、平成26年度末の理事会までに作成して理事会の承認を得たいとのことであった。そこで、今回の監査においては当該「案」を確認したところ、島根県人事課が示した「債券等運用規程に定める主な項目」で重要であると考えられる非常時の対応（危機管理）を規定する条項もなく、内容としては不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>また、当団体はJA島根県信連へ多額の預金をしており、ペイオフ対策も十分になされているとは言えない。この点については、信連への預金残高に応じて交付金を助成してもらうというメリットや、生産者との</p>				

<p>取引上のメリットがあるとのことであるが、資産運用の安全を期すために今一度ペイオフ対策について検討していただきたい。</p> <p>J A 信連の統合が当団体の運営に与える影響は大きいと、その状況が確定するまで資産運用規程の策定が難しい面はあるかもしれないが、再度団体内部において協議を行い、規程内で定める必要事項を整理し、当団体の実情に応じた資産管理規程の制定が望まれる。</p>				
No.	8	部局名	林業課	<p>(林業課)</p> <p>公社を解散した場合においても分収造林の中止（契約解除）は困難であり、その責任は県が引継ぐことになるため県の財政的負担が軽減することは無い。</p> <p>公社を存続させ、国・県・市町が支援を継続しながら、経営計画に基づく経営改善が確実に実施されるよう公社と一体となって取り組むとともに、併せて県民の理解を得られるよう引き続き努める。</p>
概要	<p>公益社団法人島根県林業公社（以下、この項において公社と称す）の抜本的な経営改善計画を立案すべきである。</p>			
<p>現監査人の見解</p>				
是正済みか否か	<p>是正されている</p>			
今後の改善の余地	<p>あり</p>			
指摘事項・意見区分	<p>意見</p>			
<p>公社はH25年度に外部検討委員会からの提言を受け、「第4次島根県林業公社経営計画」を策定した。その概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに主伐による木材生産・供給を開始できる状況にあり、経済効果、雇用創出、公益的機能を考慮すれば主伐を開始すべき</li> <li>・上記の効果を得るために国、県、市町の支援が必要</li> <li>・バイオマス利用による増収（林地残材（枝葉）の利用）</li> <li>・不成績林等の処理（契約解除）</li> <li>・生育状況と需要に対応した生産手法の導入（合板は良質木材の必要は無いので、手間をかけず経費削減）</li> <li>・日本政策金融公庫からの借入金を繰上償還し、将来の利息を減らす</li> </ul> <p>この計画には、H24年度監査でも提言した公益的機能の認識と県民理解のための情報開示が盛り込まれている点では評価できる。</p> <p>しかし、H25年度末時点でも県は公社に対し、貸付金約319億円、出資金約2億円、計約321億円を投資している。</p> <p>さらに、事業費への補助金が毎期2億弱、市中銀行や日本公庫からの借入を県からの借入に借り換えるための新規貸付が毎期7～8億程度、計10億の維持支出が当面必要になっている。</p> <p>しかも長期経営計画は、様々な経営改善施策は盛り込まれているが、70年間トータルで依然として160億円の赤字計画となっており、これはそのまま県債権の貸倒れとなることが予想される。</p> <p>これをどう捉えるかであるが、分収造林は事業開始当初から超長期の事業で、非常にリスクの高いベンチャービジネスであったが、当時その意識は希薄であったし、国策でもあったため、今回の計画から当時の投資意思決定を今さら責めることは意味がない。実際、戦後のハゲ山に木を植えるという公益目的は充分達成したと言え、今後も公益的機能が期待されることから、投資未回収分以上の非金銭的効果があるともいえる。</p> <p>しかし、そもそも超長期の計画に信頼性があるだろうか。計画はH95</p>				

年までの70年計画であるが、その間には木材価格の変動、貨幣価値の変動などの経済的变化、科学技術の進展、政治的变化なども当然起こる。建材としての木材の需要は減退が避けられないであろうし、同様の林業公社が全国にあることを考えると、一時期に供給が過剰となり更なる価格下落も予想される。逆に国内需要ではなく海外での需要が高まり輸出が引き合う状況も考えられる。また、雇用創出効果といっても、人口減少の中、雇用すべき人がいなければ効果にはならない。この計画は、そうしたマクロの視点でのシミュレーションが一切入っていない。あくまで現在の経済状況や価格を前提としている。現時点で考える最大限の情報を入手して状況をさまざまにシミュレーションしても、正確な予測は到底不可能であるから、最終的に公表された数値にならざるを得ないことは理解できる。逆に言えば、絵に描いた餅に過ぎない。

ただ、今回の監査の意見として言っておきたいのは、絵に描いた餅の計画しか作りえないのは致し方ないとして、では、どのような状態になれば分収造林を中止するのか、どのような状態になれば公社を解散するのか、その撤退戦略を明確にすべきではないか、ということである。予測不可能であれば、今回の計画のような楽観的なものと、事業からの撤退を余儀なくされる悲観的なものとの両方を用意しておくのが、将来に対する真摯な態度ではないかと考える。

一般企業でもなかなか撤退基準を設けることはないが、県にはぜひ民間人を含め優秀な人材を招集して、次回計画を待つことなく早速、それに挑戦していただきたいと考える。